

産業建設委員会会議録

- 1 日 時 令和8年2月5日（木曜日）
開会 午前10時 0分
閉会 午後 2時58分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 加藤 保 博 副委員長 太田 善 介
委員 大月 真 一 委員 溝手 宣 良
委員 深見 昌 宏 委員 津 神 謙太郎
(欠席) 委員 三宅 啓 介
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局次長 日笠 哲 宏 同主幹 関 藤 克 城
同主幹 岩 佐 知 美
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中 島 邦 夫 政策監 難 波 敏 文
総合政策部長 入 野 史 也 政策調整課長 林 啓 二
総務部長 内 田 和 弘 財政課長 岡 真 里
産業部長 西 川 茂 農林課長 中 山 知 輝
農林課主幹 村 上 敏 行
建設部長 平 田 壯太郎 建設部参与 大 田 昇
都市計画課長 田 中 章 彦
環境水道部長 西 村 佳 子 上水道課長 浅 野 竜 治
上水道課主幹 但 野 泰 利 下水道課長 角 田 琢 美
下水道課主幹 岡 崎 一 環境課長 高 谷 直 樹
アケセンター吉備路センター長 木 村 勝 彦
- 6 調査事項及び報告事項その結果
調査事項
(1) 林野の管理について
(2) ごみ収集の現状について
報告事項
(1) そうじゃのお米支援補助金について
(2) 都市計画マスタープランについて
(3) 水道料金等検討委員会の審議結果について
(4) 第3次総社市環境基本計画（素案）について
- 7 議事経過の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前10時0分

○加藤保博委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は6名であります。欠席1名であります。欠席者のうち、三宅委員から欠席の届出がありました。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、調査事項(1)林野の管理についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

農林課長。

○中山知輝農林課長 おはようございます。

調査事項(1)林野の管理につきまして御説明をさせていただきます。

まず、本件につきまして、個別案件ではなく、森林関係の概要をとということで伺っておりますので、資料に全体像として面積等から実施しております事業等につきまして記載をさせていただいておりますので、御覧ください。

初めに、総社市内の森林の面積についてですが、1万3,270haで市域の約60%を占めており、その大半、90%が私有林となっております。市内の森林のうち、ヒノキ等を主体とした人工林の比率は約10%とかなり低く、また各地に分散しており、施業の共同化がしにくい状況となっております。さらに、林業をするには、小さめの所有規模で林業経営には向かない森林が多いといった状況となっております。

続きまして、実施しております事業等についてですが、森林経営管理委託事業は、間伐などの手入れが行われていない人工林を対象に、経営管理制度により地区ごとに意向調査を実施し、間伐等を行う事業として実施しております。森林のうち、人が植えて育てた人工林は間伐などの手入れを行わなければ地表に光が十分に届かず、下層植生が乏しくなって災害に弱い森林になりかねないことから、防災の観点も含め、令和元年度から新本地区をスタートに間伐等を実施しているところでございます。

続きまして、里山保全活動補助金ですが、市内の里山で市民参加による里山保全活動、おおむね1ha以上を実施し、里山の有する多面的機能が持続的に発揮されることを目指し、活動する地区、団体等に対し、補助金を交付するものでございます。現在、秦地区自治会連合会と新本地区有山林管理会が下刈りや枝打ち等の作業を中心とした活動を行っておられます。

続きまして、福山遊歩道保全業務ですが、福山遊歩道は旧清音村において国庫補助事業で整備されており、合併後も地元等との協議に基づき、遊歩道の維持管理や下刈り業務を行っているものでございます。

続きまして、森林病虫害防除事業ですが、松くい虫の蔓延を防ぐため、被害木を切り倒し薬剤をかけることで被害木から松くい虫が飛散することを防止したり、公共道路の沿線における松くい虫被害木の伐倒をしたりするものです。主に、鬼ノ城や砂川公園周辺、中山間地域等において行って

おります。また、砂川堤防においては、県との調整において、松の枯死予防のため、樹幹注入剤を施行しているところがございます。

続きまして、林道の状況ですが、森林の保護育成のため特に必要となる道、幅おおむね1.8m以上である1種路線、低山地の保育育成を目的とするため、日常的に通行の用のある道路である2種路線、森林の保護育成のため特に必要となる道、幅1.8mである3種路線に区分されており、総延長は約291.5kmとなっております。

なお、維持管理につきましては、農道等の管理と同様で、地元受益者等において維持管理を行っている状況でございます。

続きまして、治山事業ですが、山地での災害を防ぎ、森林の公益的機能を守るための公共事業であり、主に国や県が中心となって事業を実施していただいております。例といたしましては、土砂災害の防止、土石流、山腹崩壊、地滑り等があり、近年では令和5年、美袋地区、昭和ライスセンター北側において、平成30年の豪雨災害によりり面崩壊が発生した箇所への復旧、また令和7年、秦地区においてサントピア岡山総社へ上がる道の北側において、既設の治山設備の老朽化により機能の低下が見られるため、機能復旧を図る補修工事等を行っているなど、事業が実施されております。

説明につきましては以上でございます。

○加藤保博委員長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 まず、最初に確認をさせていただきたいんですが、森林経営管理委託事業についてお伺いするんですが、この森林経営管理委託事業というのは、要は総社市が独自にやっているものでしょうか。

それが、言うのが、市町村森林整備計画というものに基づいて行う森林経営計画制度のことを総社市ではこのようにおっしゃっているのかというのをまず1点聞かせてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらの制度につきましては、総社市独自のものではありません。また、森林経営管理制度を行うのに適した場所というところは、県とも協議をした上で森林計画に定められているといった状況でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 じゃ、この委託事業というのは、県と共同で人工林だけが対象でやっているものですよということなんですよ。すみません。僕、理解が追いついていないんですが、もう一度お尋ねしますが、市町村森林整備計画に基づいて行っているものではないということではないんですかね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 基本的には、人工林が対象となるものにはなりません。ただ、若干、エリアを指定する段階の中で、一部人工林でない部分も必要であれば含まれるといったものになっております。あと、整備計画との関係でございますが、こちらについては、一応、森林整備計画の中で森林経営管理制度に該当するエリアというのは定めさせていただいておりますので、そういった意味ではその関連はございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 なかなか、多分難しい、世間でもあまり知られていない計画なんだろうというふうに思うんですが、実際には、これは正しく市町村で森林整備計画、経営計画制度というものを実施しなければならないんだというふうに思うんですが、これを実施しなくてもいい山ばかり、山林ばかりなんだということなんですかね。ちょっと、何か違うような気がして、この森林法自体の目的から考えると、別に人工林に限った話ではないというふうな気がするんですが、ですから先ほどお話にありましたように、総社市内にある森林をどのような計画で、今後、森林法に基づいて整備を進めていく予定なのかを教えていただければ助かります。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 もう、おっしゃられるとおり、なかなか皆さんになじみがなくて、分かりにくい制度かなというふうには思っておるところでございます。といいますのが、総社市では林業とかを県北と比べて、なりわいとされていたり、林業中心の業としてやられている方というのは基本おられませんで、そういったところで、どちらかという、森林経営管理制度においても林業経営を行うという方向性のもの、または、総社市とかは林業経営に向かない森林が多いので、防災の観点からも管理を行うといった二つの側面がございまして、総社市では防災の観点から管理を行うというところで、取組をしておるところということでございます。

一応、国の制度の中では、こちらの森林経営管理制度については、人工林を中心にやっていくというところがございますので、人工林自体は総社市、まばらに点在しておりますが、新本地区から昭和地区の辺りが多いというところで、その辺りを中心に順次取組をさせていただいておるというものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 今、御答弁の中で国の制度というのがありましたが、そもそもその国の制度というのはどのことをおっしゃってるのか、いまいち私もびんときていないんですが、ごめんなさい、もう一度原点に戻りますが、森林法というものが一応、大前提であると思うんです。その森林法というのは、森林の保続培養と森林生産力の推進を図り、国土の保全と国民経済の発展につなげることを目的に制定されたということなんで、国土の保全というものがあるわけですよ、まず。とい

うことは、人工林だからとか人工林じゃないからとか、林業に適しているからとか適していないからとは関係なく、国土の保全を保つためにも森林法があって、その中で森林計画制度があり、森林経営計画制度というものがあって、だから山を、山林を、簡単に言うといい状態に保ちましょうということなんだと思うんです。だから、それはちゃんと行われているんですか。市町村として立てていなければならない森林経営計画が立てられているのかどうかをお尋ねをいたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員おっしゃるとおり、国の制度の中で、国においては国土全体のもの、都道府県において県下の森林関連施策の方向であるとか、そういったものを定めております。また、市町村においては、先ほどおっしゃっていただいた森林整備計画を定めまして、これ、かなり県の意向というか、そういう現状、県の計画に沿うような形のものにはなっておりませんが、市町村が講ずる森林関係の施策の関係であるとか、どういう形で保護していくか。その中に森林経営管理制度とか、そういったものも入ってくるわけですけれども、そういったものを定めまして、取組をさせていただいているという状況でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 なので、市町村が定めるべき森林経営計画は定めているということなんですよ。ね。

その中で、民有林というものが、ここでは私有林という形で書かれていますけど、民有林という公有林も入ってしまうんですが、あえて私有林と、じゃ、させていただきますが、ここでもきちんとそれぞれに管理を促す必要があるんだと思うんですが、確かに所有者が多岐にわたっている。ましてや、相続ができていないといったところも、もうほとんどと言っていいぐらいなのでしょうけれど、それをそのまま放置しておいたのでは、いつまでたってもこの森林経営計画、森林整備計画というものは進まないというふうに思うんですが、そういったところの取組を教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員おっしゃるとおり、確かに相続関係とか、現在所有者が分からない山林というのはもう、山林に関わりませんけれども、今、非常に多く、課題があるというところがございます。そういったところにつきましては、登記制度の見直しとか、そういったことも今、いろいろ議論はされておるといふふうにお伺いしておるところでございますが、現在の森林の管理ということでございますと、まずは、森林経営管理制度はほとんど人工林を中心というのが、先ほど申し上げましたように、人工林というのは人が植えたもので、通常自然に育った山林よりも防災の観点では弱くなる可能性があるというところで、そこを中心に行っている。さらに、この制度を導入するに至りましては、地区の中でエリアを定めていただいて、様々な所有者の同意をいただきながら、間伐等を行って適正に管理していただくというような取組で、させていただいております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ちょっとだけ今度は視点をずらしていくんですが、先に確認をさせてください。林道の状況を出していただいている、1種、2種、3種としてあるんですが、その1種、2種、3種の説明もいただいたんですが、すみません。これも私の理解が追いついてないので教えていただきたいのが、林道として、林道と林業専用道と森林作業道というふうに分かれるのかなというふうに思っているんですが、これ1種、2種、3種というのが、それぞれがどれに該当するのかを教えてくださいいただければと思います。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 すみません。様々な用途の道路という、区分といいますか、整理というのがあると思いますが、ひとまず先ほど申し上げましたのは、総社市が管理する道路等の一覧ということで、市のほうが市道とかについては番号で管理をしております、その中でいう林道として、農林課が管理させていただいております道路の区分について、御説明をさせていただいたというものになります。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。ということは、だから1種のときに1.8m以上あるということをおっしゃっていましたが、要は普通の車が日常的に通れる、使うこともある道路、いわゆる林道、私も林道の状況というふうにお聞きさせていただいたんでそうなんかなとは思いますが、なので、林道というのは定義でいうと森林施業の実施に必要な路線の骨格となり、一部が一般車にも利用される道というふうになっているので、この認識であって、道路幅がある程度確保されていて、総社市の農林課が把握されているものということで、ということは、林業専用道とか森林作業道といったような定義での把握は、されていないということでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 もう、まさに委員先ほどおっしゃっていただいたとおりで、市の管理する基準として、そういった区分けをして、管理をさせていただいているというところでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ということは、林野の管理、森林法に基づくということになると思うんですが、これは大切な中で、先ほどの人工林の管理をしていただくにしても、路網整備というものが重要なんじゃないかというふうに思われるわけです。ですから、要は間伐した材を出すにしても、そこまで赴くにしても、道具を搬入する、搬出するにしても、林道の整備がきちんとできていなければ、それは当然作業が進まないだろうというふうに思うわけですが、先ほど里山のことについてはお言葉、お答えありましたけれど、そういったところに関して、人工林を管理するに当たって、もうちょっと林道を整備してほしいというような声は聞いていませんか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 現状では、新たに林業をやるから林道を整備してほしいとか、そういった声は、伺ってはおりません。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 新たに林業を始めるとい形になっていないからそういう要望が来ていないんだということは、何らか、市からここの管理をお願いしますということは、していないということいいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 市から管理をお願いするところはどういったものを想定するかというところはあろうかと思いますが、基本的には総社市内で林業として業をされている方というのは、製材業とかそういったものを除いて、木を植えて、それを売って、それをなりわいとされる方という方は、現状いらっしゃらないという状況でございます。

先ほど委員おっしゃられるような人工林の管理というところになります、こちらの人工林については、基本的には戦前戦後とかに植生されたものが大きくなっていて、管理が行き届いていないものを管理していく。これを経営管理制度等で行っているというものでございまして、基本的にそれに付随するような、もともと植えるときにあった林道等を活用しながら、さらには備中南森林組合とかとも整備について協議を行いながら、やらせていただいております。そのような中で、新たな林道が必要ということになれば、また要望等でいただくというようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。もう一度確認しますが、市町村が立てる市町村森林整備計画はあるんですよね。立てていらっしゃるんですよね。それに基づいて何か事業をされていらっしゃいますか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 計画の中で様々な方向性であるとか、そういったものを定めておきまして、それに伴って、先ほど申し上げた経営管理制度であるとか、里山に親しむであるとか、山を守るために松くい虫の予防を行うとか、そういったことをやらせていただいております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 今、課長が御答弁いただいたようなことが市町村森林整備計画であるということなんだろうというふうに思うんですが、これ人工林に限った話ではないですよ、だから。ちゃんと林業に適した木ではない木が多いところでも、当然、管理をしていかなければ鳥獣害の元にもなりますし、自然災害の発生もしやすいでしょうし、最近でいえば、皆さんも目にすることの多い大規模林野火災というのが増えておきまして、この林野火災がいざ発生してしまったときに、じゃ、課長も分団長ではいらっしゃいますが、消火活動をするのに林道があるのとないのとは、活動の在り方も全然変わってくる。要は、山がちゃんと管理されている山であれば、恐らく林野火災もそこまで大規模にならなかつたり、発生しても消火活動が、荒廃している山に比べると比較的スムー

ズに行えるんじゃないかなというふうに思うんです。

そうした観点からも、森林の整備、林野の管理というものはきちんとなされなければならない。その困難な理由、相続すらできていないといったような、またはおっしゃったように、人工林でなければその木を使って収入になるといったことにも今なりにくいですから、それは管理自体をしようというふうにはなかなか所有者として思えませんよね、相続がきちんと正しくされていたとしても。なので、だからといってそれを放置しておいたのでは、いつまでたっても状況は改善されないということになりましようから、これは計画立てて事業を進めていく必要があるんだというふうに思うんですが、現在はそのように動いていないように、先ほどからの答弁をお聞きしていますと聞こえるのですが、そういった計画を立てて進めていこうというおつもりはありますでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 もう、委員おっしゃられるとおりで、先ほど来お話に上がっていますが、所有者の問題であるとか、相続とか、あとは業として成り立ちにくい山林の管理というところではございますが、そういったところも含めまして、どういった形で森林を守っていくのか、あとは有害鳥獣の関係、そういったことについてどう取り組んでいくのかというようなところを計画として定めて、取組をさせていただいておるところでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 実際は、市町村森林整備計画、それが立ててあって、それに従って施業が行われていないというふうに認められる状態がもう長い年月たっているんだというふうに思うんですが、そうした場合には、市町村長は森林所有者などに対し、施業を適切に行うよう勧告することがありますと。勧告ができるわけですね。本当に総社市として、山林、林野を適切に管理しようという意思を、所有者あるいは相続ができていない場合でも、そういうことをきちんとしようという意思を所有者なりにお示しになられたことはあるんでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 なかなか個別に荒れているところとか、その範囲を特定して指導しているという状況は、現状ではできておりません。

ただ、地域において守るとか、森林を保存して防災に備えていくというようなところは、意向調査等を森林経営管理制度等を活用しながら行って、それについて間伐等、対応を行っていくというようなことでさせていただいておるところでございます。また、里山保全の関係で、新本などにおきましては、地域のそういう様々な区有林とか、そういったものについても地域で守ろうというようなお話をいただいておりますので、そういう活動を広げていきたいというふうには思っております。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 今、御答弁にもありました新本の実際に作業に当たられている方からも、実はも

うちちょっと林道の整備をしてほしいんだという声は、私は聞いておりまして、だから実際そうされている方も林道が欲しいということはおっしゃっているし、実際、新本だけでなく秦もということですが、だけでなく、各地に大変な状態で放置されている林野が非常に多くて、これはどうにかしていかなければならない。

今日の後ほどの報告事項にも、第3次総社市環境基本計画がありますが、この中にもそういったことはうたわれていますよね。なので、この整合性を保つためにも、実際問題としても、林野の管理はそろそろ本腰を入れていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。林業に関わる部分、第3次総社市環境基本計画のときには、そのときでまた別にお聞きはいたしますが、今の状態を放置しておく。困難さは分かるんですよ。放置しておくわけにはいかないのではないかなというふうに思い、今回、このような調査事項として提案させていただいたところでございます。森林を、総社市の林野をどのようにしていくおつもりなのかを改めてお伺いさせていただいて、私はこれに関しての質問を終わりたいというふうに思います。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 御質問ありがとうございます。

林道が足りていないところがあるというようなお話でございますので、そのあたり改めまして、委員、もしよろしかったらお時間をいただいて、そういう現状等、お伺いになられているところをまたお教えいただければというふうに思います。そういったところも含めまして、今後、どういった形で管理を進めていくかというところは、いろいろ御意見も参考にさせていただきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

大月委員。

○大月真一委員 1点お伺いしますんですけども、ここの中の、2)の2番、里山保全活動補助金というものが支出されとって、そういうふうな地域の活動に対して補助金が支給されておるといようなお話ですけど、これは、お伺いしたいんですけど、具体的にどの地区へ、どのグループぐらいに、そういうふうな補助金が幾らの金額で出されとるかということをお伺いしたいんですけど、教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 令和6年度の実績でお答えさせていただければというふうに思いますが、秦地区自治会連合会が正木山にある麻佐岐神社の参道周辺の草刈りを行うという活動をしておられまして、活動面積が約1haで補助金額が50万円となっております。また、新本地区有山林管理会のほうが新本地区13地区で下刈り、枝打ち等の作業、作業道の復旧作業等に当たられておりまして、活動面積は約2ha、補助金額につきましては25万6,108円となっております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 何か、私のイメージしとるよりも少ない感じがするんですけど、場所的に、グループ的にですね。先ほどの溝手委員のお話もありましたように、総社地区の全体の山の管理というふうな形で、地域の皆様方にそういうふうな管理をお願いしようとしたら、もうちょっと広範にそういうふうな活動を促進させていくような動きも必要かと思えますけれど、その辺のお考えはどうでしょうかしら。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 まだまだPRが足りていないというところはあろうかと思えます。実際に、ほかにも声は挙がってきたりはするんですけども、以前ですと、やろうとして計画したけれども、グループの方が高齢化でできないなとか、山に関わる人がどうしても高齢化しておりますので、そこは地域を巻き込んだ活動とかというところで、またそういう問合せ等ありましたら、御相談に乗りながら進めていけるようなことはさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。

私、北部地区のそういうふうな山がいっぱいあるようなところをいろいろと見て回ったことがあるんですけども、山間部の山の荒廃状況というのは、これはまた非常に激しいものがございまして、この先の地域の防災についてもそういうふうな、例えば土石流等々の発生がこのままでは多発するんじゃないかというようなところ、結構あります。そういった中でも、地域の御意見というものが聴取していくというふうなところの部分での視点で、そういうふうな対策をしていくのが非常に重要なかと思えますので、先ほどのお話もありましたように、地区のそういうふうな意見聴取、この辺のところもどんどん進めていって、このような対策を打っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうかしら。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 里山とかに親しんでいただく機会を増やしていく、またそれに関わる人を増やしていくということは大事だと思いますので、そういった現在関わられている方であるとか、当然、森林組合など林業を中心されている方、あとは地域コミュニティ組織等、そういったところで山に対して課題を抱えておられる方々等おられましたら、その都度御意見をお伺いしたり、また委員のほうでもそういうお声を聞かれましたらこちらへお教えいただいて、できる対応をさせていただきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。今後ともよろしく願いいたします。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「はい。ぜひそのようにお願いします」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 お一人からそういう声がありましたが、じゃ、自由討議の場を持つということでもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、全ての事項が終了した後に委員間で自由討議を行いたいと思いますので、本件に対する質疑を中断いたします。

なお、自由討議の後、必要がありましたら質疑を再開することといたします。

では、次に、調査事項(2)ごみ収集の現状についての調査に入ります。

では、当局の説明をお願いします。

環境課長。

○高谷直樹環境課長 それでは、調査事項(2)ごみ収集の現状について御説明いたします。

まず、1、ごみ収集委託業者についてですが、3社が加入している1組合と1社に委託しており、この4社により市内の収集を行っております。

次に、2、ごみ集積所の設置数についてですが、ごみ集積所の設置数は令和4年度から令和7年度まで大きな増減はなく、おおむね940箇所前後で推移しております。新設や廃止は、住宅開発や世帯構成の変化などに応じて行われております。

なお、この数には、アパート等において管理者が収集業者と個別契約しているものは含まれておりません。

次に、3、ごみ集積所の維持管理についてですが、ごみ集積所は自治会や町内会などの地域団体により設置され、清掃や修繕などの日常的な管理も地域で行っていただいております。原則として10世帯以上での利用を基本としており、地域の協力により維持管理がなされております。

次に、4、ごみ集積所の設置基準についてですが、設置場所については収集車が安全に進入でき、通り抜けまたは転回が可能な道路条件を求めており、また他の車両の通行や周辺住民の生活の支障とならない場所に設置することを原則としております。容量や形状については、作業の安全性や効率性を確保するため、出入口は原則スライド式、間口幅1m以上、高さ1.8m以上、奥行き1m以上などの基準を設けております。

次に、5、ごみ集積所整備補助金についてですが、町内会などが行うごみ集積所の新設や改修に対し、整備費の3分の2以内、上限17万円の補助を行っております。補助実績は年度により変動がありますが、毎年度複数件の活用があり、地域負担の軽減と集積場環境の向上に寄与しておると考えております。

次に、6、総社市が行っている戸別収集についてですが、粗大ごみについて予約制による戸別収

集を実施しております。収集日は火曜日と金曜日で、それぞれ1日4件までとし、対応しております。手数料は1,000円に対象品目ごとの料金を加算した額で、軽トラック1台分を上限としております。

次に、7、課題についてですが、現在の主な課題ですが、環境課へ連絡が入るものとして、分別ルールが守られていないごみの排出、町内会未加入者への対応、外国人住民への分別方法の周知、指定日以外の排出や収集漏れへの対応などが、日常的にはではないですが、直接、集積所の利用者の方や収集業者から寄せられることがあります。また、本人からの直接的な連絡は具体的にはまだありませんが、高齢者や一人暮らし世帯で集積所までのごみ出しが困難な方への支援などはいかがでしょうかといったものが挙げられます。

説明につきましては以上でございます。

○加藤保博委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 設置場所について伺います。

設置場所の基準として、収集車、いわゆるパッカー車が前進のまま進入し、通り抜けられる十分な広さの道幅または転回場所があること、他の車両の通行の支障にならない場所に設置することとされていますが、現実的にはそんなところばかりじゃないと思うんです。これは、全て例えばパッカー車が収集していたら車は通れるようになっていますか。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の質問にお答えさせていただきます。

市内には多くの集積所がありますが、やはり道の細い場所等あります。御指摘のとおり、行き来できないようなところもあるのは現実でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 そうやって、不便であったとしても、そうはいつでも自分たちの生活ごみを回収していただいているんで、ちょうどそのタイミングで重なったら、もう運が悪かったなというて待っていらっしゃるんだと思うんですが、現実的には通れていない場所もありますよ。要は、不便が発生していますよということなんだろうというふうに思います。

あと、課題のところ町内会等を脱退した方や未加入の方への対応というふうにあります。これはこの話をさせていただいたときに、委員長、副委員長との話でも出ましたし、私もそれは承知をしておるんですが、別に町内会に入っていないからそこにごみを捨てられないというものではないということは理解をしているんですが、現実的にはなかなかそうはならないことも多い。御説明にもありましたように、その町内会で設置をするわけですよね。場所も選定して設置をする。設置に対する補助が出ているとはいっても、3分の2かつ17万円ということで、この表を見ても設置に

町内会が一定の金銭的負担もしている。そして、ごみ集積所の清掃管理もしている。施錠とかもしている。いろいろそれを多分、地域によって言い方は違うと思いますが、例えばごみ当番といったような形で、輪番制でそういった管理をその町内会等でされているんだというふうに思いますが、そうしたことをしている町内会の方からすれば、結構厳しいですよ。設置に一定の金銭的負担をして設置をしている。そして、ごみの分別、大切なことなんですけど、結構、ルール厳しいですよ。そういったことも全部守って、当番とはいえ、清掃であったり施錠、開錠の管理もして、かつ、ごみ袋も有料なんです。そこまでしてごみを出しているのに、管理もしていない、町内会にも入っていないところがごみ捨てるけえ出させえ言うたら、そりゃ確かにトラブルにはなるでしょう。そういったところを踏まえて、現状が本当に正しいごみの集積方法なのかどうかといったところで、何かこれを解消する手だてをお考えになったことがあるかどうかをお尋ねをいたします。

○加藤保博委員長　しばらく休憩します。

休憩　午前10時46分

再開　午前10時47分

○加藤保博委員長　では、休憩を閉じて会議を開きます。

環境課長。

○高谷直樹環境課長　溝手委員の質問にお答えいたします。

まず、検討したか否かについては、ございません。町内会のほうへ、実質管理のほうをお願いしております。また、その上で入れないとか、利用できないといった場合は、それぞれ個別に調整を行ったり、環境課のほうに間に入って話し合いをしたりしていることもございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長　溝手委員。

○溝手宣良委員　具体的に、変更することは検討したことがないというふうにいただきました。

町内会に入らない、または脱退するといったところで、また多分トラブルが一番多いんだと思うんですが、これが町内会、入っていたけど脱退するといった理由の中に、生活が困窮であったり、要は町内会費を払うことも実は苦しいんですよということですね。そういった理由で町内会から脱退したといった方もいらっしゃいます。もちろん、新たなコミュニティになじめない。入る気がそもそもないという世代の方もいらっしゃるでしょうし、様々ですが、私は強調させていただきたいのは、今申し上げました生活が困窮なため、町内会費をもう払えないんだ、払いたくないんだという方にしても、有料のごみ袋を買ってごみを捨てる場所がないということになるんですよ。いや、捨てるんですけど、捨てさせていただけなんですけど、そんな自分のプライベートなことまで町内会に断らなければならぬ状況が発生すると思うんです。

なので、分かるんですよ。各町内会で、各地域でこれはお願いしますというのは分かるんですが、そういった個別具体的なことを対応、間に入るとは今おっしゃいましたけど、その対応をそろ

そろそろ考えて、そういう話を聞いたときに、これであれば、もう総社市のほうが戸別収集に伺いますといったようなことも考えるときに来ているのではないかというふうに私は思っているわけですが、検討はしていただけないでしょうか。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

市内全域を戸別収集にするというのは現実的に不可能かと思われませんが、先般、福祉部門から地域ケアの会議で高齢者等のごみ出しについての話合いがあったことを聞きました。今後、状況を詳しく聞きながら、個別、既存の支援制度でカバーできるケースなのか、また他市が行っているふれあい収集のようなものがないかということを含めて、それぞれ相談しながら慎重に検討していきたいとは考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 今、御答弁の中にもありましたように、これ、もう福祉の問題なんだろうというふうには思うんですね、実はね。でも、実際にはごみの出し方なんで、ここで取り上げさせていただいたんですけど、なので今、答弁の中には戸別収集に関して、市内全域をというふうにおっしゃいましたが、私もそういったことは想定はしておりませんで、従来のルールで大丈夫な方々は今までのルールでしていただければいいんだと思うんですが、そういった御高齢であったり、例えば大きなけがをした。例えば骨折をしたとか、足をです。要は、歩くのが困難になったとか、一定期間ごみを捨てに行くことが難しくなったという場合もあるでしょうし、先ほど申しましたように、生活が困窮なためということもあるんだろうと思うんですが、いろいろな場面があると思うんですが、そうした方について、例えば軽トラックなりでその集落というか、地域にいらっしゃる、ごみを集積所に捨てさせてもらえないような立場に追い込まれている方、実際には捨てれるんですよ。実際には捨てれるんですけど、捨てづらいといったほうがいいのか。そこまで行きにくいでもいいですけど、そういった方に対してだけ戸別に収集してということとはできないのかと。町内で管理する以外の集積所をどこかに一個設けておけば、そこら辺はそこに持って行っておけば業者が最後に、例えば途中でもいいんですけど、その集積所にも収集に回る。今は、全部町内会が設置していますよね、基本的には。町内会という言い方じゃないところもあるでしょうけれど、そうではない、市が独自に建てるということもできないでしょうかね。そういった方のためにですよ。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃられるように、全てのことは対応ができないかもしれませんが、今後、個々のケースバイケースにより、いろいろ担当課とも相談しながら検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。ごみ出しができなくなったがために、家の中がごみだらけになって、ごみ屋敷という状況もあります。これ、どうしても福祉の問題になってくるんですが、ごみのことなので申し上げます。だから、そういったことにも検討を広げていただきたい。だから、横の連携を取っていただきたいというふうに思います。だから、ごみのことなんだからこれは環境課みたいな形じゃなくて、横の連携をしっかり取っていただくということが大切なのかなというふうに思います。と、ごみのことについて、これも後の第3次環境基本計画にもなってくるんでしょうけれど、そこは、そのときはそのときでそのことには触れますが、ごみもある意味、今、貴重な資源になっておりますので、町内会で管理する。あと、新聞紙等はできるだけ地域のリサイクル、資源回収をお願いしますというふうになってはいますが、各学校単位とかも、もうPTAの活動で、何でそこまでしなければならないんだというような事例も増えてきているように思います。なので、そういったことも含めて、ごみとはいえ、資源とも言えますので、環境問題の一端として、あらゆる回収の方法を私としては見直す時期に来ているのかなというふうには感じておりますので、視野を広げて、横にも範囲を広げて検討を進めていっていただきたいと思っております。このことについていかがでしょうか。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の御指摘のとおり、横の連携は非常に大切かと思っております。回収方法、様々なことがございます。PTAの問題もあるかと思っております。今後、様々な方面から検討はしてまいりたいと考えております。また、そのときには、委員の皆様にも相談のほうは当然させていただきますながら、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 関連になるんかもしれないですけど、ごみ屋敷のおうちで火事があつたりとか、いろいろあると思うんですけども、その部分で何か環境課のほうから指導みたいなことを入れられたりすることってあるんでしょうか。それだけ教えてもらいたい。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 太田副委員長の質問にお答えいたします。

ごみ屋敷の問題、連絡が入った場合には、環境課の職員が現場に何回もお願いして、指導したりしておるのが現状でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思

ますが、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

この際、説明員の入れ替わりのためにしばらく休憩いたします。

通常の休憩も含めまして、11時10分再開いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時9分

○加藤保博委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(1)そうじゃのお米支援補助金について、当局の報告を願います。

農林課長。

○中山知輝農林課長 それでは、そうじゃのお米支援補助金について御報告をさせていただきます。

現在、市におきまして、これまで議会の皆様から御指摘や御提言をいただいております、そうじゃのお米支援補助金について、見直しの作業を行わせていただいております。

現状において、基本的な見直しの考え方でございますが、まずこれまで独自の要綱がなかったというようなこともありまして、支出の根拠となる要綱を現在、策定に向けて取り組んでおるところでございます。また、使途等の明確化というところでもいろいろな御意見あったかと思いますが、申請における書類等についての見直しを図る。また、地産地消事業、学校給食、地食べ事業など、収益が見込みにくい公益事業を中心として、収益事業についてはそうじゃ地食べ公社の経営改善を促進するということも含めまして、公益的な事業について支援を行うというようなところを大きな柱として、作業を行わせていただいているというところでございます。

また、そうじゃ地食べ公社の取組状況についてでございますが、記載させていただいておりますとおり、令和7年11月中旬から中小企業診断士、税理士と経営改善計画策定の協議を開始しまして、現在まで4回の協議が行われております。内容といたしましては、事業の点検、整理、見直しの検討。運営体制の検討。こちら、事務体制の強化と人員配置の適正化等を中心に行われております。また、資金繰りについての検討というところでは、金融機関と融資等について協議が行われているというふうに伺っております。

以上のようなことが現在議論されておまして、2月下旬には経営改善計画、5箇年のものとなりますが、こちらの素案を取りまとめができる見込みと伺っておるところでございます。この計画を基に、3月下旬に開催予定の理事会におきまして、令和8年度予算及び事業計画の審議、4月から経営改善計画に沿った取組を開始、5月下旬には理事会及び評議委員会において令和7年度決算審議が行われる予定です。

このたびは進捗状況の御報告となりましたが、今後、経営改善計画が定まるなど方針や事業実施

等に当たって、随時御報告や御相談等をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○加藤保博委員長 御報告を受けましたが、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員 すみません。お伺いしますけれども、例えば今、お話がありましたように、経営改善計画（5ケ年）の素案が今月中にはもう取りまとめがされてというふうなことのように思いますが、その素案につきましても、私は内容について見せていただくというか、説明がいただけるという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 どういう形でお示するかというのは、そうじゃ地食べ公社のほうと御相談をしていかないといけないかなと思っておりますが、お知らせできる部分についてはしっかりお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。じゃ、その辺、また前広にお教えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 では、お尋ねをいたしますが、今、大月委員もおっしゃったような経営改善計画、5箇年でされると。これでもう、これが、策定してそのとおりに実行して達成されれば、そうじゃ地食べ公社はもう単独で黒字化ができるというところを目標にされていらっしゃるのかどうかをまずはお尋ねいたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 5箇年で全てが黒字化して、もう自立してやっていけるかというところは、現在の専門家等とそうじゃ地食べ公社で議論されておる中で、この計画自体がどう取りまとまるかというのを見てみないと分からないところではございますが、基本的な考え方としては、将来的に自立していく、それを目指していくという考え方で、そうじゃ地食べ公社は経営改善を図るというふうには伺っておるところでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。

5箇年では難しいかもしれないが、将来的な黒字化は間違いなく目指していくんですよ。自立化を目指していくんですよといったところで理解をいたしました。ではもう一点というか、そうじ

やお米支援補助金なんです、これは、これから要綱をつくるということなんです、あくまでお米の農家に対する支援をするものとして考えるのか、それともこれまでのようにふるさと納税の返礼米というふうに考えるのか、ここの考え方をお聞かせください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 名称とか積算のところでいろいろ御議論があったというところで、紛らわしいとかというところの御意見もありましたので、もう運営補助というような形でお米云々とかということではなく、そうじゃ地食べ公社の公益的な事業を支えるというような形での見直しを今、考えておるところでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ということは、ふるさと納税返礼米ということに当然特化しているわけではなく、あくまでそうじゃ地食べ公社の経営、公的な総社市の農業を守るという大きな枠組みの中での補助金なんですよといったところですね。そしたら、それこそ、名前自体も変えたほうがいいんじゃないかという気もしないでもないですけど、繰り返し確認ですが、もうお米に特化ではなく、ふるさと納税返礼米にも特化ではなく、あくまでそうじゃ地食べ公社の公的な事業についての補助ですよという意識で、再確認をさせていただきます。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 もう、委員の御指摘のとおりでございまして、そうじゃ地食べ公社の公的な取組等に対する事業への補助金ということになりまして、名称についても、そうじゃのお米支援補助金というものについては見直しをするという方向で、今、議論させていただいております。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 では、今度、今後のそうじゃ地食べ公社の取組状況についてというところに関わってくるんだらうというふうに思うんですが、この中で、要はふるさと納税を取り扱うことによって、多分かなりの収益を得ていたんじゃないかなというふうに思うんですが、このそうじゃ地食べ公社自体がふるさと納税についてどういった作業をされていたのか、教えてください。例えば、返礼米の買い付けというものも農家に行っていたとか、その買い付けたお米をどこに保管していたとか、それを精米して袋詰めして発送という作業が要るんだと思うんですが、そういった作業を全てそうじゃ地食べ公社がそうじゃ地食べ公社の中で行っていたという認識でよろしいんでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうじゃ地食べ公社がふるさと納税に関する部分、どういったところを携わっていたかというところかと思いますが、発注自体は市のほうで取りまとめしたものを、注文が入ったものをそうじゃ地食べ公社がJA等から米を買い付けまして、精米作業をしたものを発送する。そういった、それはそれぞれ委託事業になりますけれども、そういったところを担っていたというところになります。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ということは、そうじゃ地食べ公社はJAにお米を買いに行っていたと。精米はどこでしていったんですかね。袋詰め作業とか発送作業はどこで誰がしていたんですかね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 精米はパールライスで、そこで製品として袋詰めをされます。それを今度はクロネコヤマトとか発送業者とかにお願いをして、箱詰めして発送する。そういうところを委託事業で行っていたということになります。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。結局、お米はJAにありますよ。精米とかはパールライス。結局、JAなのかな。あれ、独立しとんでしたっけ。まあまあ、どちらにしろ、そうじゃ地食べ公社が委託しますよ。袋詰めもそうですよ。ということは、そうじゃ地食べ公社は何をしていたんですかね。委託をしていたということなんですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委託をしていたということにはなりますけれども、米価の調整であるとか、作業の進捗等の調整をそれぞれやっていたということになります。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 多分、この後の質問には答弁しにくいんだと思うんですが、もう取扱いをやめたほうがいいんじゃないかなという気がしますが、JAに発注すれば済む話のような気がしてしまいうんですが、そうじゃ地食べ公社をそこに、間に入っていた理由というのは何かあったんですかね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員おっしゃるように、ほかの業者でもできるんじゃないかというところでございますけれども、実際には、ふるさと納税自体が先行予約型で今までやっていたというところもありまして、そういったことをなかなかどこでもはできないというようなところもあって、そうじゃ地食べ公社が担っていたというところでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。だから、要はそうじゃ地食べ公社の今後の取組の中で、ふるさと納税を扱わないほうが何かスリム化するような気がするんですが。だから、要は総社市としてそうじゃ地食べ公社じゃなしにもうJAにお願いするとか、どちらにしろJAからお米買うんですよ、JAに総社市が直接委託したら済む話のような気がするんですが、それをあえてそうじゃ地食べ公社をかましていた理由が、先行だから。でも結局お米が高騰したからって、今回2年間停止の処分まで受けたわけですけど、そうじゃ地食べ公社を間にかましたメリットが感じられないんですが、

いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 J Aとかでは、先行予約型での取引ということがなかなか難しいということで、そうじゃ地食ベ公社が担っていたというところがございます。

○加藤保博委員長 しばらく休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時32分

○加藤保博委員長 では、休憩を閉じて会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

副委員長。

○太田善介委員 今の議論にもあったんですけども、今後、今、資本に関してなんですけど、90%以上が市のほうの資本が入っていて、ですけれども、市側からは何も言えない状態があって、これを例えば資本を減らして、もう完全に民間のほうに移行していくというふうな流れになっていく可能性とかはあるんでしょうか。そこだけ教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 現状で申し上げますと、資本の変動というところは、お話は伺っておりません。

○加藤保博委員長 副委員長。

○太田善介委員 今後の動きとして、経営をするので、状態で、例えば別の資本を入れていけるような提携関係が結べるって、資本入れてくるとかって話を持っていったほうが何となく自然な気はするんですけども、この辺で市としては手放す気がないとか、どうしてもがっちり市が持っておきたいという方針なのか、民間に投げてもいいよという流れなのかというところを教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 現状で申し上げますと、市が出資しております団体でございますし、様々な市の農業政策に関連する取組を、事業をしていただいておりますので、そういった意味で、運営を支援しながらさらに改善をして、自立していただけるような取組としていきたいというふうに考えております。

○加藤保博委員長 副委員長。

○太田善介委員 自立ということは、民間に流れて行ってほしいというお答えでよろしいでしょうか。民間資本が入って行って、独立していくという方向で考えておけばいいんでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 民間資本の下に入るかどうかというところは、現状では何とも言えませんが、そうじゃ地食ベ公社は一般財団法人として黒字経営ができるようにまずはしていくというところが、今、目指して取り組んでいるところがございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。そうじゃ地食べ公社が今後も担うであろう、要は総社市としてこういったところをそうじゃ地食べ公社に担ってほしいんだというところの具体が何か変わることがありますか。例えば、今後はこういった果物を重点的にここもやってほしいとか、そうじゃなくて、そうじゃ地食べ公社にはお米がメインでやってほしい。代行耕作なんかもそうなんだと思うんですけど、総社市としてそうじゃ地食べ公社に対する、求めるものというものは、もう今までと変わらない。ふるさと納税のことは取りあえず置いて、何が変わるようなことはありますか。特に、黒字化を総社市としても目指していただかないといけないと思うんで、そういった方針が何かあれば教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 黒字化していくために、どういったところを重点的にやっていくか。さらには、どういうところに、さらに可能性とか成果を求めていくかというような御質問かと思えますけれども、市としては、市の農政と連携したような取組、地産地消事業でありますとか、農地の利用集積に関わる部分、さらには特産品の開発、セロリやトウモロコシが代表的なものでございますが、そういった取組については、ぜひ、市の政策とも非常に関わりがございますので、継続していただきたいと思いますし、さらに発展していただけるように力を入れていただきたいと思いますというふうに考えております。また、今、経営改善計画を立てていただいている中で、新たな事業に着手していくのか、さらには現在のをさらに伸ばしていくような取組をしていくのかということからは、そうじゃ地食べ公社の中においても議論されておりますので、現状では、私その部分についてお答えはできませんけれども、そういったところも含めて検討がなされているというような状況でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 もう一点だけ確認。

経営改善を求めていく中で、今までやってきて、ずっとこの事業は赤字ですよというものもあると思うんです。それが、どうしても農業を守るために必要なものは、だからそこに補助金を出してでも継続していただく必要があると思うんですが、農業を守るために必要ではない赤字のものというのは、じゃ、これはもう総社市としても委託しませんよ。もう、お願いしませんよという方針だと理解していいですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員おっしゃられるとおりで、不採算事業であるとか、役目を終えた事業とか、真に必要なかということなども含めて、今、そうじゃ地食べ公社の中においても取捨選択といたしますか、そういったことを議論していただいておりますので、そういった中で、今までやってきたけれども不採算でやめるものとか、そういったものは出てくるんじゃないかというふう

に思っております。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 先ほどの話をお伺いしてあれなんですけれど、要は特に採算の改善、黒字化経営というのは重要だと思いますけれども、基本的にこのそうじゃ地食べ公社の位置づけというのは総社市の中でどういったところにあるかという、まず基本は総社市の農業振興に資するための動きをそうじゃ地食べ公社としてやってもらう。要は、総社市として、行政として手が届かないようなところの取りまとめをそうじゃ地食べ公社としてやっていただくというふうなところに趣旨としてはあったと思うんですけれども、ただ単に採算の部分だけを捉まえて言いますと、税金を投入して黒字化を図っていく。赤字を補填していくというところがクローズアップはされますけれども、基本は農業振興をしていくがための公社というふうな位置づけだと思うんですけど、その辺は変わりませんよね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 ということでありますれば、あまりにも私が今まで言っておる黒字化黒字化というふうなところの本末転倒なところがございましてけれども、あくまでも農業振興を主体とした考え方をそうじゃ地食べ公社で進めていくというふうなところがありますれば、必ずしも幾らかの赤字の分はもうしょうがないなと。それが農業振興に資するものであれば、もう仕方がないところかなというふうなところで認識しておりますので、その辺のところの行政としてそうじゃ地食べ公社に期待しとるところは何やというふうなところを、もう少しそうじゃ地食べ公社のほうにも十分伝えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 もう、委員おっしゃるとおり、農業振興の意味でのそうじゃ地食べ公社の役割というところは非常に大事かと思っておりますので、そういったところを重視して、今後も市と連携を図りながらやっていくというところで、貴重な御意見をいただいたものと思っておりますので、そのあたりもそうじゃ地食べ公社のほうへ伝えていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 この際、私より申し上げます。

本日は報告事項ではありますが、委員の皆様方の質疑の内容をお聞きしておりますと、調査事項としたほうがよいと考えますので、2月下旬に素案の取りまとめがあるようです。その出された後頃が適当な日にちかなと考えます。そのときに、調査事項として調査を行うということにいたしましたと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、そのように取り計らいをさせていただきます。

これをもちまして、質疑は終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○加藤保博委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(2)都市計画マスタープランについて、当局の報告を願います。

都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 都市計画マスタープランについて御報告いたします。

前回、11月の産業建設委員会における所管事務調査にて御報告させていただいた後、パブリックコメントを経て行った変更点について、その経過と内容を御報告いたします。

資料4-1を御覧ください。

12月1日から23日の期間においてパブリックコメントを募集いたしましたところ、107件の御意見をいただきました。そのうち、阿曾地区への工業・流通地(検討区域)の配置に反対する御意見が94件で、そのほかが13件ございました。

資料4-2を御覧ください。

パブリックコメントの募集に合わせて、各公民館など7箇所にて住民説明会を実施いたしましたところ、合計で55人の参加をいただきました。このようにして御提出いただきましたパブリックコメントと、その御意見に対する市の考え方をホームページ上で公表をさせていただいているところでございます。

さて、パブリックコメントの9割近くが阿曾地区への工業・流通地(検討区域)の配置に反対する御意見でございました。この結果を受け、関係部署も含め再度検討した結果、地元住民の皆様の御意見と東部地区の土地利用の方針から、現段階では地区を特定することなく、東部地域全体の中で開発の可能性を維持していくという方針に変更したいと考えます。

資料4-3を御覧ください。

東部地区の地域別構想の土地利用方針図です。

阿曾地区から工業・流通地(検討区域)の配置を表す青色の破線の丸を削除いたします。

資料4-4を御覧ください。

資料、真ん中から少し下、(5)地域づくりの方針の①土地利用・市街地整備の方針、《工業・流通地》の『岡山総社インターチェンジに近接する県道総社足守線の沿道地域には、広域、高速交通の利便性をいかして、高い付加価値を創出する工業・流通地を新たに配置し、地域経済の牽引を図ります』という文章から『県道総社足守線の沿道』という語句を削除し、先ほど資料4-3で御覧

いただいたように、青色の破線丸を削除することで、阿曾地区への工業・流通地（検討区域）の配置をリセットいたします。

一方、今、御覧いただいた文書の上の、『岡山自動車道の岡山総社インターチェンジ近傍においては、「地域未来投資促進法」に基づく重点促進区域として、工業流通拠点の整備を促進します』という基本目標を維持することで、阿曾地区以外の地区はもちろん、阿曾地区も含めて東部地域全体に工業流通拠点の整備を行う可能性を残したいと考えます。

最後に、資料4－5を御覧ください。

ただいま報告をさせていただきました内容を踏まえて作成いたしました、総社市都市計画マスタープラン原案【概要版】でございます。

10ページを御覧ください。

下段、東部地区の土地利用方針図に先ほど資料4－3で御覧いただいた図と同じ図を掲載し、変更箇所を強調しております。

7ページを御覧ください。

10ページと同様、本市全体の土地利用・市街地整備の方針図から、阿曾地区にあった破線青丸を削除しております。

なお、1月28日に開催いたしました総社市都市計画審議会において本原案について御審査いただいた結果、異議なしの答申をいただいておりますことを併せて御報告いたします。

以上が前回御報告後の変更点でございます。この内容を総社市都市計画マスタープランとして2月議会に上程させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員 お伺いしますんですけれども、例えば今さっきのお話、阿曾地区ではこの計画が受け入れられなかったという理由なんですけれども、地域の皆様方、どういう理由でそれをそういうふうな形で拒絶されたのかということをお伺いしたいんですけど。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 パブリックコメント等でいただきました御趣旨とされては、もともとあの地区が市街化調整区域である、自然を守っていこうという地域であることを前提として、新しい工業・流通地を開発するということの反対という御意見が多くございました。

それから、あとほかにもございましたのは、工業・流通地が来ることで交通の便がとといいますか、交通量が増えること、それによる安全への危惧という御意見もございました。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。ということでありますれば、そういうふうな、企業誘致でその地域に及ぼす影響というものがどんな形であるかということは、阿曾地区のみならず、ほかの部分でも当然同じような形で地域の皆様方からそういうふうな意見が出ると思うんですけども、そういうことに対してこの先の動きとしては、計画は計画どおりというふうな形で進めていくのか、こういうふうな事例があったということで、同じように企業誘致をしていく場所については、地域の住民の方々ともう一つ、さらに踏み込んだ形で議論をした上でこの計画をつくり直していくのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 先ほど御説明させていただいた格好で、今回の変更は阿曾地区というふうに地区を特定せず、東部地域全体で企業誘致を検討していこうという趣旨でございます。その折には、具体的にそういった企業誘致の、企業立地のお話があった際には、まずは地元のほうでそういった地元説明を済ませて、御意見を集約して、合意がなされた後に、地域未来投資促進法の適用等々も考えていこうというふうな方策を取りたいというふうに、担当課のほうも申しております。つまり、まずは具体的な事業のお話があったときに、地元の住民の皆様の意見を最大限に尊重いたしまして、それに基づいて考えていこうというところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 ということは、計画的に行政としては、ここの部分については企業誘致を積極的にやっていって、要は産業をそこに持っていきたいというふうな基本的な考え方は変わらないけれども、具体的な動きとなると、地域の方々と話をしていって、実際どう進めていくかということをご所で初めて検討していくという、そういうふうなお考えでしょうか。

○加藤保博委員長 都市経営課長。

○田中章彦都市計画課長 市の方針としましては、お見込みのとおりでございます。具体的なお話があったときに、詳細まで詰めていこうと。もちろん、それはもう地元住民の皆様の同意を得た上で、進めていこうというところでございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 今回、区域を大きくしたいという話なんですけど、これ、地域未来投資促進法で言うところの地区を決めるというのは、何かこうサイズのなものがあるのか、何㎡とか、それが例えば全体に、総社市にかけたりもすることができたりみたいなことが、その辺のところ、すみ分けみたいなのを教えてもらっていいですか。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 すみません。具体的なルール等々は担当課でございませぬもので、詳細までは把握してないんですけども、このエリアを配置するに当たりまして担当課のほうから説明を受けましたのが、一番大きなのが岡山総社インターチェンジの存在であると。そういった広域、高速交通の拠点があるという大きな立地的な、市の中での優位性が一番のポイントであると。それに付随いたしまして道路網が整備されているところ、これがポイントであるというふうには伺っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 ということであれば、例えば倉敷インターチェンジに近い山手地区、玉島インターチェンジに近い西部地区みたいなところも何となくターゲットになる気はするんですけど、その辺は担当じゃないからよく分からないところですかね。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 すみません。地域未来投資促進法のお話なので、地域未来投資促進法はそもそも、ゼロから説明するとあれなんですけど、経済効果を上げていくというのがもともとある目的でございます。そういう企業で、分野も決められて、岡山県が計画を立てております。例えば岡山総社インターチェンジ周辺であるとか、水島のほうだとそういうところであるとか、それぞれの計画に沿って地域を選んでいくというか、市町村も手を挙げていくというふうなことになりますので、今、総社市としては、岡山総社インターチェンジ周辺の物流を中心としたところということで手を挙げて、計画の中に入れていただいてやっていますので、どこでもいいというわけではございません。どこでも入れるというわけではございません。

基本的に、地域未来投資促進法も総社市ではもう特殊な事例で、市街化調整区域の中に農振除外とかも含めてやっていますが、これはもうほんと特殊なものです。基本的には、建てれるところでやるのが普通の地域未来投資促進法の趣旨で、総社市が全国的にも珍しい事例に上がりますので、そういった土地規制を除外してやっているのが今の総社市でございますので、特にそういったところもいろいろ条件等もございまして、一概にどこでも地域未来投資促進法を入れるというわけではございません。

○加藤保博委員長 他にございせんか。

大月委員。

○大月真一委員 度々すみませんけれども、今回の都市計画マスタープランの素案の住民説明会の実績なんですけれども、行政としては一生懸命やっておるこの計画、プランづくりに対しまして、住民参加のところからいうと、各地区でほんの数人しか皆さん来られていないと。例えば、北部地区、私が聞きに行かせていただいた昭和公民館ですね、これ、私と川鱈議員の2人ともう一人、地域の方がお一人おられたということだけで、これは行政として一生懸命こういうふうなプランをこしらえている、計画をしていっておるといふふうな状況に対して、地域の皆様方としては、全くそ

の辺のところの関心が薄いというふうな、認識のギャップはがあるということについて、何か、どういうふうなお考えをお持ちかなということをお伺いしたいんですけども。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 ひとえに、私どもの力不足であったというふうにご考えております。

まずは、住民説明会の実施のアナウンス、そして何よりも都市計画マスタープランというものの存在の認知、これらの現状がこの結果だと考えております。今後、いかにしてこの都市計画マスタープランというものの認知度を上げていくことができるのか、研究してまいりたいと思います。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。このお話を進めていくに際しましては、地域のお話、意見というものの吸い上げって非常に重要だと思っております。ですので、こういうふうな説明会のときには、例えば地域づくり協議会のメンバーの皆様方とか、そういうふうな、地域でいろいろと活動されておる諸団体の代表の方々にも連絡をさせていただいて、そういう方々からも意見の吸い上げが必要かなと思っておりますので、今後ともどうぞ前向きな、そういうふうな御対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 御提案ありがとうございます。今後の参考にさせていただきながら、できることを精いっぱいやっていきたいと思っております。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 今回、都市計画マスタープランで説明会を各地で開いていただきました。これは、恐らく前回のときに、私の発言を受けてのものだとは思いますが、今、大月委員の御指摘もありましたし、過去にはたしか山田議員だったと思うんですが、一般質問でもあったように思うんですが、こうした計画であったり、あとパブリックコメント募集と言いながら、パブリックコメントを募集していることすら知られていないんですよ。いざ、しようと思っても、どこからこの計画についてのパブリックコメントをすればいいんだって、そこに行くまでも時間かかるんですよ。ホームページからずっとパブリックコメントまでたどり着かないとか、そういったことも含めて、市民の皆さんの意見をお聞きする気があるのであれば、これ、都市計画課だけの話ではもちろんないんですけど、市民の意見を本当に求める気があるのであれば、そういった意見をしやすい環境をつくる必要があるんだろうというふうに思います。そういった取組をされる気があるかといえ、もう総合政策部長のほうの話になっていってしまっているかもしれませんが、今回はあくまで都市計画マスタープランなので、都市計画マスタープランというか、企業誘致なので、こういった都市計画マスタープランのみならず、企業を誘致する際に、この地域にはこういった企業を誘致しようと思っておりますということをもっと分かりやすく周知を徹底するというふうに認識を変えら

れたので、それがホームページにも反映されていくという認識でいいですか。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 都市計画課の業務に私がお答えできるのが限定されてはしまうんですが、ホームページ、それから今は市公式LINE等々、SNSも駆使しながらできる限り、また今後はそういった利用できるツールが増える可能性もございますので、できることをできる限り精いっぱいやらせていただきたいと思いますし、また繰り返すようなんですが、住民の、市民の皆様のお意見というのがもう一番最重要かと考えております。そして、またそれをいかにしていただくか。それから、こちらが実施しようとしている政策をいかにして知っていただくか。今後、もうできる限り研究をしてまいりたいと思います。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 よろしくお願いたします。

それと、もう一点伺うんですが、今回、この都市計画マスタープランがホームページ上で素案、概要版、全体版だったかな、出た。都市計画マスタープランだったかな。総合計画基本構想だったかな。すみません。ちょっと忘れちゃったけど、要は東部地域に、新たにまだ流通または工業を誘致しようとするといったことが出た時点で、既に用地買収に来られた企業は実際ありました。用地買収に企業が来たから、おい、ここに何かできるんじゃないかといって、うわさが広がるんですね。実際、今回は、どこの企業がどういったことをするという計画に至る前の段階で説明会があつて、阿曾地区ではほぼ反対だったというか、反対の意見しかパブリックコメントでは集まっていないと思うんですが、これを市民の皆さんに丁寧に説明していくとおっしゃる中で、どの段階で丁寧に説明されますか。要は、もう受け入れたくないよという意見が今回は示されたわけですけど、実際にはもうできることが決まるとする段階で説明を受けたりするんですね。今の岡山土地倉庫もそうですけれど、あれを受け入れたかったか、受け入れられなかったかといえば、過去にもし振り返ることが、戻ることができるのであれば、その時点でしていれば違った結果になっていたんじゃないかというふうにすら思えるんですが、大体皆さんが、皆さんというのは市民の皆さんですよ。住民の皆さんが意見をやる頃には、もう計画ができていないかと、後ろに戻れないじゃないかということになるので、早め早めの、ここにこういうものを誘致しようという段階で、私は住民に聞いていただくということが大切なかなというふうに思うんです。住民が望まないものが来る。それはもう土地への愛着がなくなる。引っ越しすら考えるということになりますので、本当に総社市のことを愛していられる、長年、もう住み続けて、これからも住み続けようと思っている方々からすれば、環境の激変は受け入れ難いものがあると思うので、そういったことが起きないように、もっと早め早めに計画を立てる段階でもう説明会をしてほしいと今後思うのですが、そういったことは可能でしょうか。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 企業誘致のことなんで、以前の今、岡山土地倉庫のところについては、私も

どういう経緯でどういうふうになったというのは、詳しくは存じておりません。ただ、今回、都市計画マスタープランもそうなんですけど、企業誘致をしようと思うと、賛成、反対の方がいろいろいらっしゃいます。田んぼを売りたい方、それから今おっしゃられるように、景観が壊れるということで、その中で、計画でございますので、ポテンシャルが高い土地について、企業を誘致したいという市の方針的なものになるかと思えます。これは、市にとって企業が一つ来ると、税金も増えたりいいこともございますので、そういったところをトータルで考えて、都市計画マスタープランというのは土地利用の方針を立てるところでございますので、多分個別に企業が来るとなると、溝手委員おっしゃられるように、事前に説明をする必要はもちろんあるかと思えますので、ここは、例えば阿曾地区にはもう企業は絶対来ないんだというふうなのは、なかなか市の方針として難しいのかなと思えます。それがもう今回のように、多くの反対意見をいただいた上で、都市計画マスタープランの中でそういうふうに位置づけたと言いながらも少し残っている部分はございますので、そういったところを今後どうしていくのかというのは、一つ大きい課題ではないかと思えます。それは、委員の皆さんの中でもいろんな御意見があるかと思えますので、その辺は丁寧に私どもも聞きながら、企業誘致については進めていきたいと思っております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 途中で委員長に指摘を受けるかもしれませんが先に申しますが、のりを越えてしまう発言も出るかもしれません。

要は、総社市として企業を誘致して、その分、企業からの税金、法人税もあれば雇用も生まれたりして、ですけど一方で、産業を新たに申しますけど、農業も十分産業なんですよね。それこそ、この後の計画にも出てきますけど、そもそもの基本計画もそうですけど、総社市の市民憲章でもそうですけど、緑が豊かであったりすることも大切なポテンシャルであるし、農業自体がもっとこれから発展する可能性も秘めているわけですから、必ずしもそういった1次産業以外の産業を呼ぶこと自体がいいとは限りませんし、我々ももちろん身につまされて分かっていますが、田畑の後継者の不足というものには本気で困っておりまして、手放したいと思っている方が一定数というか、ほぼいらっしゃるということも分かっています。だから、住民とその田畑の所有者との間でのあつれきがあることも十分分かっています。

その上で、でもこの場所は駄目だろうとかということも今回起きたわけなので、企業が来ることが決まってからではなく、この辺にこういったものを誘致したいと思うんですが、どうですかという説明会はしていただけないものかと。それが企業に限らずですけど、今後、ここはこういった開発をしていこうと思うんですよとかといったことも事前に事前にしていただかないと、先ほども申しましたが、市への愛着がなくなる、土地への愛着がなくなるという本末転倒なことにもなりかねないので、ここは慎重にしていきたい。

そこまでいうと、なかなか企業は手を挙げてくれませんよということもあるでしょう。それはもう地域住民の、ここは結構反対があるんじゃないけど、ぎりぎり賛成になったんだみたいのところだっ

たら企業も来にくいかもしれませんし。ですけど、企業は企業で地域と密接な関係を持って、一住民という形で企業もその土地に暮らすじゃないですけど、そういった感覚も必要なのかなというふうに思いますから、それこそ今日の後の報告事項にもありますけど、企業の今後の在り方的なこともあると思うんですけど、グリーン経済ですか、そんなことも出てくるぐらいですから、なのでそういうことも踏まえて、早め早めに、事が決まってからではなく、こうしたいんだけどどうだろうかという説明会をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 おっしゃるとおり、事業、市が例えば地域未来投資促進法で区域を設定するとかというときには、もちろん説明会は事前に必要だと思いますので、そこはさせていただくのは当たり前だと思います。

ただ、民間開発の中で進む部分については、これは民間の企業が地元説明会であるとか、地域未来投資促進法の場合も地元説明会をもちろんしてはいただいておりますが、そういうことは必要だと思いますので、市の政策として地域未来投資促進法のように区域を設定してやる場合は、市のほうから説明をさせていただくのが今後も普通だと思っております。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。私、地域住民として、まだ多分議会に出てくる前の段階で、地域未来投資促進法は地域指定の検討がされたんだと思うんです。別に、それこそ説明会はなかったように思いますし、ホームページでも見た覚えがないので、あの地域未来投資促進法、一番最初に指定されたときがどうだったのかということも含めて、寄り添う姿勢が足りなかったのかなという反省点が、今回大いにクローズアップされたのかなというふうに思っております。

なので、私がこの前から一貫して求めておるのは、事前の、早め早めの説明なので、今後、今回の反省とっていいのか、事象を捉えて、今後は早め早めの、してくださるとおっしゃっていますが、改めてお願いをさせていただきます。

以上です。答弁は結構でございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようであります。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

では、お昼の休憩をいたします。

再開は、午後1時15分再開でよろしく申し上げます。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時13分

○加藤保博委員長 では、休憩を閉じて会議を開きます。

次に、報告事項(3)水道料金等検討委員会の審議結果について、当局の報告を願います。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 それでは、報告事項(3)水道料金等検討委員会の審議結果について御説明申し上げます。

資料の5、1ページをお開きください。

最初に記載していますとおり、第3回の検討委員会を令和7年12月22日に開催しまして、その中で料金改定についての最終の審議結果がまとまったところでございます。その後、1月7日に検討委員会から市長へ意見書の提出がなされたというところでございます。

意見書の概要を表にしておりますので、御覧ください。

水道料金につきましては平均改定率25%、下水道使用料につきましては平均改定率15%、増加することが妥当であるとの結論に至っております。

表の中段にあります共通事項についてでございますが、5点ほど上下水道共通する御意見が出されました。

1点目ですが、料金算定期間を令和8年度から令和12年度の5箇年とすること。これは、水道法施行規則に基づき、5年ごとに料金水準を検証しようとするものでございます。

2点目ですが、基本料金に含まれている20m³までは、公平性の確保の観点から基本水量を廃止すべきとのことでございます。ただし、少量使用者への影響は避けられませんので、20m³以下の従量料金は、上下水道ともに定額にするといった事務局提案をさせていただいたところでございます。

3点目の改定時期でございますが、上下水道ともに経営状況の改善のため、早期に改定を行っていきたいと考えますが、一定の周知期間を考慮し、令和8年6月使用分、これは9月納期の第3期分となりますが、ここから適用すべきとのことでございます。

4点目ですが、市民、事業者等への広報につきましては、きめ細かい広報を行うこととございます。市のホームページや公式LINEを見るのが難しい高齢者の方などもおられることから、水道の検針時にお知らせチラシを各戸へポスティングすることで、全ての使用者に対し、漏れがないような広報を行っていきたいと考えております。

5点目ですが、料金改定は市民や事業所の方に負担を強いることとなりますので、引き続き経営改善に取り組んでまいりたいと考えております。

表の下段のほうでございますが、料金改定を行うに当たっての上下水道の目標と改定案を掲載しております。

水道につきましては、料金回収率100%以上を維持とありますが、料金回収率とは給水に係る費用がどの程度の収益で賄えているかを示した指標でございます。令和6年度末では97.84%となり、原価割れを起こしていることから、その解消を目標といたしております。

下水道につきましても、水道と同じく経費回収率の向上を図ること、また一般会計からの繰入れに大きく依存している状況からの改善を図ることを目的としております。

続きまして、農業集落排水施設使用料についてでございますが、農業集落排水施設の使用料は、世帯人数に応じた人数制と使用水量に応じた従量制が混在しており、市内で使用料体系が異なっております。検討委員会では、今回の使用料改定に合わせて、農業集落排水施設の使用料体系を従量制に統一する予定であることを御報告いたしました。

2 ページ目をお開きください。

このたび改定しようとする水道料金、下水道使用料の現行と改定案の体系を掲載いたしておりますので、御確認ください。どちらも2箇月当たりで税抜き表記でございます。

まず、水道料金ですが、現行と同じく基本料金と従量料金から成る2部料金制を採用することといたしております。

基本料金につきましては、水道メーターの口径ごとにそれぞれ定めておりますが、このたび、全ての口径で増額を検討いたしております。

次に、従量料金につきましては、口径13mmから25mmまでをお使いの方に適用される基本水量の廃止に伴い、全ての使用者で使用水量1 m³から従量料金がかかることとなります。ただし、少量使用者に一定の配慮を行うため、口径13mmから25mmまでをお使いの方には、1 m³から20 m³までは1 m³につき単価を20円にさせていただき、20 m³を超える水量からは170円の単価を適用させていただこうと考えています。また、口径40mm以上をお使いの方には、1 m³から170円の単価を適用させていただこうと考えております。

その下には、基本水量廃止による料金体系イメージ図を載せております。

現在は、基本料金の中に20 m³までの基本水量が含まれております。水量が20 m³を超えますと、水量に応じて2段階の従量料金が加算される仕組みになっております。改定案では、基本料金のほか、使用水量1 m³から従量料金が加算される体系となるよう考えているところでございます。

続きまして、3 ページをお開きください。

下水道使用料についてでございますが、上段の表のとおり、水道と同じ2部使用料制を採用しております。

基本使用料につきましては、安定した事業運営を図る観点から、現行より増額を検討しております。

次に、従量使用料につきましては、現行の基本使用料に含まれている20 m³までの基本水量の廃止に伴い、全ての使用者で使用水量1 m³から従量使用料がかかることとなります。ただし、全使用者の3割を占める少量使用者に対しては、一定の配慮を行うため、使用水量1 m³から20 m³までは1 m³につき24円の単価にさせていただこうと考えております。また、全使用者の6割を占める21 m³から60 m³までは1 m³につき170円の単価とし、61 m³以上につきましては1 m³につき195円の単価を適用させていただこうと考えています。また、下段の表の人数制を適用している農業集落排水施設使用料については、上段の表の使用料体系に統一いたします。

続きまして、4 ページをお開きください。

一般家庭における改定前後の県内の比較表についてでございます。

上側が上水道料金、下側が下水道使用料になります。黄色の部分が現行の料金で、赤色の棒グラフのほうが改定後の料金ということになります。

続きまして、5ページをお開きください。

意見書のとおり改定することとなった場合の影響について、使用水量100 m^3 までの料金パターン、現行との差額及び上昇率を表にいたしております。

まず、水道料金についてでございますが、使用者全体の9割を占める口径13mmから20mmをお使いの方に対する影響となりますが、使用水量20 m^3 未満についての影響は緩和されております。

下水道使用料につきましても、少量使用者に対し一定の配慮を行ったことにより、使用者の9割を占める60 m^3 までの方の現行との差額は、緩やかに上昇しています。上昇率につきましては、使用水量20 m^3 の場合、28%増となっております。これは、もともと20 m^3 の使用料が県内15市で2番目に低かったため、使用料改定を行うと影響を受けやすい部分になったということでございますが、改定後の金額は県内15市のうち、下から3番目ということでございます。

6ページ目をお開きください。

上下水を合計した場合の影響の表でございます。

使用水量の下段に1人などと記入しておりますが、これは世帯人数ごとの平均的な使用水量を用いた表となっております。独り世帯を想定した水量10 m^3 の欄では、上昇率が最も低く、少量使用者への影響が緩和されていると御理解いただければと思います。

続きまして、7ページには検討委員会の委員名簿、またこれまでの審議経過を参考に掲載いたしております。

その下に、今後のスケジュールについてでございますが、記載のとおりでございます。

続きまして、8ページからは、補足といたしまして検討委員会でも使用した資料等を掲載いたしております。

まず、水道のほうですが、25%で増額した場合の令和7年度から令和12年度までの財政収支と料金回収率の推移の表となっております。25%増額の場合ですと、令和8年度以降は料金回収率100%以上を維持できる見込みであることを御説明しました。

なお、検討委員会において、委員の方から23%や24%の場合はどうかとの御意見もございまして、表の一番下に比較として掲載しておりますが、24%の場合ですと、令和8年度や令和10年度では料金回収率が100%を下回り、目標達成できない旨を御説明し、御理解いただいたところでございます。

その下の経営改善の取組について、これまでの実績及びこれからの取組について御説明をしたところでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

水道料金総額に占める口径別の料金割合の表でございます。

表にありますとおり、口径13mmと20mmの使用者が全体の約9割を占めております。これらの層はボリュームゾーンとも呼ばれておりますが、料金収益全体におきましても約8割を占めていることから、料金改定の影響は避けては通れないと言えます。

その下の表については、今後予定している工事についてでございます。工事総額については、あくまでも現時点での概算であります。基幹管路の老朽管改良や施設の更新においては、将来に過大な負担を残すことがないように、計画を立て、着実に進めていくというような説明を委員の皆様にもさせていただきました。

続きまして、10ページ目からは下水道についての補足資料でございます。

平均改定率15%で増額改定した場合の公共下水道の令和7年度から令和12年度までの財政収支と令和6年度の決算数値での汚水処理に係る経費回収率をお示ししております。令和6年度の決算数値で想定した場合、15%増額すると経費回収率は現行の66.1%から76.5%となります。下水道使用料の改定は水道料金と同時改定となることから、市民の影響を考慮した使用料としており、経費回収率を100%に近づけるには、段階的な改定が必要であることを御説明いたしました。あわせて、現在の使用料だけでは汚水処理経費を賄えておらず、不足分は一般会計からの繰入金で補填されていることも御説明いたしました。

続きまして、11ページ目を御覧ください。

経営改善の取組については記載のとおりでございますが、引き続き効率的な事業運営に努めていくということで、御説明をさせていただいたところでございます。

その下の表につきましては、施設の老朽化対策であるストックマネジメント計画に基づいた計画的な改築、修繕工事でございます。現在、改修工事である第2期計画、それから令和10年度から予定しています第3期の計画によって、施設の更新を計画的かつ着実に進めていくためには、使用料改定が不可欠であることを御説明いたしました。

資料の説明は以上でございますが、今回御説明した検討委員会の審議結果を尊重する形で、今後、料金改定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入りますが、質疑はありますか。

ありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。今回のこの改定をすることでというところで、耐震化とかの話も言及はありましたけど、実際、これで経営の改善を図るのが目的なんですけど、耐震化が少しは促進されるとか、そういった方向にかじが切れるとか、そういったことはなさそうなんですけど、ありますか。

○加藤保博委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

今回御説明した中では、経営改善というようなことで説明をさせていただきましたが、経営改善ができれば、結局、老朽管更新とか耐震化といったことが、財源に余裕が出ることによってそちらを進めていくことが可能だと考えています。ただ、今回、もしこの改定がなされたとしても、これでどんどん進めるわけではないと考えております。最初に御説明させていただきましたが、最低限の改定のつもりではやっておりますが、限られた中ではありますが、改定されれば幾らかまたこれで老朽管更新、耐震化が若干進んでいくだろうと考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 溝手委員の御質問でございます。

耐震化に向けてというふうな御質問でございます。

下水道も同様で、財政的にゆとりが出れば、上水道と同じような耐震化ということが計画的に進められるわけですが、御報告させていただいたとおり、今現在、下水道のほうは一般会計の繰入れが大半を占めているというふうなことがありまして、まずはその赤字を埋めていくという方向性で、目標を立てさせていただいたところでございます。一方で、ストックマネジメント計画で耐震化のほうは並行して進めさせていただいているところでございますので、その辺は今後の工事の中でも、もちろん第3次環境基本計画の中でも盛り込んでいこうというふうな方向でございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。

老朽管の改修、耐震化というのは、多分市民の関心の非常に高いところだというふうに思いますし、大きな地震が来るということが公然と予測されていて、この辺は少ないですけど、北海道であったり、東北あるいは関東では、毎日のように震度2、3程度の地震が観測されているような日々でございますから、耐震化というものに対して非常に関心が高いと思うので、今回のこの料金改定とはまた話がどうしても別にはなるのは承知をしておるんですが、上下水道課ともにそこに向けてはいろいろ計画を立てていただきたいと思います。早め早めの対策をしていただきたいと思いますところを、これは要望としてお伝えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 溝手委員の御要望ということで、上下水道ともにそこを踏まえた形で進めさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

では、次に報告事項(4)第3次総社市環境基本計画(素案)ですが、これについて当局の報告をお願いします。

環境課長。

○高谷直樹環境課長 報告事項(4)第3次総社市環境基本計画(素案)について御説明申し上げます。

まず、資料のタイトルが計画の策定についてとなっておりますが、計画(素案)についての間違いでございます。訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、まず1、計画の概要です。

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする、総社市の環境施策の基本的な計画となります。

今回の第3次計画は、平成31年に策定した第2次環境基本計画の考え方や枠組みを基本的に継承しつつ、近年の気候変動問題や国の第6次環境基本計画、SDGsの考え方などを踏まえ、内容の更新と整理を行ったものでございます。

次に、2、策定過程です。

総社市環境審議会を2回開催し、本計画について御審議をいただきました。

次に、3、計画の素案について、別添の資料に沿って御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

本計画は、環境基本法及び総社市環境基本条例に基づき、本市における環境保全施策を総合的かつ長期的に推進するための基本方針を示すものです。国の第6次環境基本計画では、脱炭素、循環経済、自然採光といった分野を個別ではなく総合的に進めることの重要性が示されています。本市においても、これらの考え方を踏まえたものとしており、計画策定の背景としましては、地球温暖化の進行、自然災害の激甚化、国の2050年カーボンニュートラル宣言など、環境を取り巻く社会情勢が大きく変化していることが挙げられています。こうした状況を踏まえ、総社市が持つ自然環境や地域特性を生かしながら、今後10年間に取り組むべき環境施策全般に関する目標や、その目標を実現するための方策などを掲げることを目的とし、本計画を策定することとしております。

6ページを御覧ください。

本計画は、第3次総社市総合計画を上位計画とする環境分野における基本計画であり、市の各施策に環境配慮の視点を組み込むためのものとなります。

7ページを御覧ください。

本計画の対象範囲は、地球環境、自然環境、生活環境、社会環境及び環境教育・環境保全活動としております。

次に、第2章、基本理念です。

10ページを御覧ください。

本計画の基本理念は、快適なくらしと自然環境の融合都市総社としております。総社市は、都市的な利便性を持ちながらも豊かな自然に恵まれており、都市の利便性と豊かな自然環境が調和する地域です。この恵まれた環境を守りながら、人と人、そして人と自然がつながり、支え合うまちづくりを進めていくことが重要だと考えています。そのためには、市民、地域、学校、事業所、行政が一体となって環境を守り、育て、持続可能なまちの実現を目指します。全ての取組の根底には優しさがあり、この優しさの心が自然への配慮や地域への誇りを育み、新たな魅力の創出につながるものと考えております。市民、事業所、行政が協力し、自然資源を大切にしながら、都市の利便性と自然環境が調和した、安心して笑顔あふれる快適な暮らしと自然環境が融合した都市、総社を目指していきます。この理念の実現に向けて、市民・家庭、地域・学校、事業所、行政がそれぞれの役割を担い、協働して取り組むことを計画全体の基本的な考えとしております。

次に、第3章、取組施策についてです。

13ページからは、計画推進のための基本的な施策を掲載しております。本計画では、主体別に四つの区分を設け、それぞれの立場から環境施策を整理しております。

なお、市としましては、本計画を周知啓発することで、各主体がその必要性を認知して行動変容につなげ、取り組んでいただけるよう進めていくことも考慮しております。

まず、14ページからは、環境に配慮し、心豊かな生活を育む『市民・家庭』の取組です。

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から循環型経済への転換が求められる中で、一人一人の暮らし方そのものが環境に大きな影響を与えてまいります。このため、市民、家庭においては、身近な自然環境の保全、生活環境の向上、廃棄物の発生抑制・減量と適正処理、リサイクル、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入、自然体験や環境学習、郷土愛の醸成といった、日常生活に密着した取組を中心に整理しています。特に、ごみの減量については、総社市が導入している指定ごみ袋の変動相場制やごみの発生や資源の消費自体を減らす。ごみにせず繰り返し使う。ごみにせず再資源化するに加え、再生可能な資源に変えるといった、3Rプラス1や食品ロス削減などこれまでの取組を引き続き推進してまいります。また、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動である『デコ活』をはじめ、省エネ行動や再生可能エネルギーの導入など、無理なくできることから取り組むライフスタイルへの転換を促していきます。

次に、20ページからは、学びを実践し、循環型社会の核となる『地域・学校』の取組です。

少子・高齢化やライフスタイルの変化により地域コミュニティのつながりが弱まる中、環境保全や防災、防犯の面でも新たな担い手づくりが課題となっています。このため、地域、学校ではまちの美観向上、廃棄物の減量とリサイクル、環境教育の推進を柱に、学びを行動につなげる仕組みづくりを進めていきます。

学校教育では、子どもの発達段階に応じた環境教育を充実させるとともに、地域と連携した体験型学習を通じて次世代の環境人材の育成を図ります。また、地域活動や学校行事においても、使え

るものは捨てずに繰り返し使うリユース食器の活用や家庭などで余った食品を有効活用するフードドライブなど、循環型社会を体感できる取組を広げていきます。

続いて、23ページからは、循環型社会を構築する『事業所』の取組です。

事業所の活動は、環境負荷の原因である一方で、脱炭素や資源循環を進める上での重要な担い手でもあります。本計画では、自然環境・景観への配慮と緑化、公害防止の徹底、廃棄物の発生の抑制・減量と適正処理、食品ロスの削減、デコ活の推進、環境に関する人材育成の推進といった施策を中心に、整理しています。特に、脱炭素経営や快適な室内環境を実現しながら建物で消費する一次エネルギーの消費をゼロにするZEB化、循環型経済への転換については、市民、地域、行政と連携しながら進めていくことを重視しています。

次に、29ページからは、やさしさで、自然と都市を融合させるまちづくり『行政』の取組です。

ここでは、新たに地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包しております。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域全体を対象として温室効果ガス排出量の削減を進めるための計画であり、本環境基本計画を構成する重要な計画の一つでございます。

国は、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指すことを表明しております。また、本市におきましても、令和3年2月に岡山連携中枢都市圏の一員として、ゼロカーボンシティ宣言を行っております。

30ページを御覧ください。

まず、本市の現状でございますが、温室効果ガスの排出は、家庭部門、業務部門、運輸部門が大きな割合を占めております。日常生活や事業活動に伴うエネルギー使用が主な原因となっております。また、近年では、猛暑や豪雨など気候変動の影響と考えられる事象が顕在化しており、地球温暖化対策は喫緊の課題となっております。国が掲げるゼロカーボンの目標である2050年並びに中間目標である2030年に向けて、市域全体で温室効果ガス排出量の削減に取り組むこととしており、32ページには2030年度を目標年度とする中間目標を設定しております。

施策としましては、省エネルギーの推進や公共施設等への再生可能エネルギーの導入の検討に取り組んでまいります。また、気候変動への適応の観点から、熱中症対策や防災・減災の視点を踏まえた施策についても推進してまいります。

行政の役割の一つは、市民、地域、事業所、それぞれの取組をつなぐことにあります。このため、環境に関する情報提供や啓発を分かりやすく行うとともに、市民や事業所が行動を起こしやすい環境づくりを進め、環境配慮の取組が特別なことではなく、日常生活や事業活動の中で自然に選択されるような仕組みづくりを目指してまいります。さらに、環境施策は環境部門だけで完結するものではないことから、庁内においても関係部署が連携し、防災、福祉、教育、産業振興など、あらゆる分野に環境配慮の視点を取り入れてまいりたいと思います。

地球温暖化対策につきましては、本環境基本計画が地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包していることを踏まえ、脱炭素に向けた施策を総合的に推進してまいります。また、施策の実施

に当たっては、国や県の補助制度、民間のノウハウなども積極的に活用し、限られた財源の中で効果的な施策展開を図ってまいります。行政は、市民、地域、事業所と協働しながら、快適な暮らしと自然環境の融合都市、総社の実現に向け、環境施策を推進してまいります。

続いて、第4章、地域の概要です。

45ページからは、本計画の前提となる総社市の地域特性や環境の現状について整理しております。

次に、第5章、現状と課題です。

49ページからは、総社市を取り巻く環境の現状を整理するとともに、今後の環境施策を進める上での主な課題を明らかにしています。

最後に、第6章、計画の推進と進行管理についてです。

61ページからは、本計画を実効性のあるものとして推進していくための体制や進行管理の方法について整理しています。計画の推進に当たっては、市民、地域、事業所、行政がそれぞれの立場で役割を担い、協働して取り組むことを基本としています。行政は、全庁的な連携の下、環境施策を横断的に推進するとともに、市民や事業所の主体的な取組を支援する役割を担っていきます。

63ページを御覧ください。

第2次環境基本計画の指標の達成状況でございます。

国による数値の公表がなくなり、検証不可なものもございますが、1世帯当たりの家庭ごみ排出量の削減など100%達成が3項目、80%以上の達成が2項目あり、成果が見られる一方で目標の達成が十分でない分野もございます。

次に、64ページを御覧ください。

新たな指標設定についてでございます。

本計画では、施策の進捗状況を客観的に把握できるよう、分かりやすく測定可能な指標を設定しております。新しい項目としましては、温室効果ガス排出量、再生可能エネルギーの導入、資源回収量などがございます。指標は、市の取組状況が把握できるもの、市民や事業所の行動変化が反映されるもの、継続的にデータ収集が可能なものといった点を重視して、選定しております。計画の進行管理については、施策の実施状況を定期的に把握し、評価、検証を行うことにより、計画の着実な推進と改善につなげていきます。また、必要に応じて事業内容の見直しや改善を行うことで、社会情勢の変化や新たな課題にも対応していき、総社市の環境施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上が第3次総社市環境基本計画の素案の概要説明です。

最後に、4、今後のスケジュールについてですが、本日の報告に対する御意見等を踏まえ、2月から3月にかけてパブリックコメントを実施し、その後、環境審議会を開催した上で計画を策定する予定としております。

以上で、第3次総社市環境基本計画（素案）についての説明を終わります。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入りますが、質疑はありませんか。

かなり多岐にわたりますが。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。これだけのボリュームのものを短時間で御説明していただきましてありがとうございます。

その中でも思ったことなんですが、多分、このことに限らないんですが、横文字多過ぎませんか。恐らく御説明のときには、あえてその横文字はあまり使わなかった説明をされたような気がするんですけど、例えば4ページにある「トレードオフ」って、皆さん、言われてすぐ意味分かってらっしゃいますか。私、これ読んで、もう分からないワードが多過ぎて、その都度、調べていったんですけど、もうちょっと、脚注がついているものもよくあるんですが、分からないものも多過ぎて、それこそパブリックコメントを募集するんであれば、これを読んだ人が分かりにくいと思うんですが、もうちょっと分かりやすくなるかなという気がするんですが、非常に細かい事じゃなしに、逆に細か過ぎるんかもしれないんですけど、ちょっとお願いいたします。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の御質問にお答えさせていただきます。

正直、片仮名が多いなというのは私も実感しております。ただ、環境省の下とかに進めておりますので、大変多くの横文字が出てきております。極力、注意書きを書くなどして分かりやすいものとはしておりますが、改善できるのであれば改善してまいりたいとは思っています。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 例えば、例で「トレードオフ」って出したんですけど、両立できない関係性とか、何かそういったふうに訳されるのかな。こっちを立てるとこっちが立たないみたいなことを「トレードオフ」というようですが、多分、分からないので、今頃はスマホを使えばワード検索は割とすぐにできるとはいえ、もうちょっと脚注が欲しいなど。おっしゃるように、環境省のホームページも見ましたんで、ああ、これに倣っているからこういうワードになるんだなというのは分かったんですけど、その辺のことはよろしく願いいたします。

先ほどの午前中の議論にもかぶるんですが、これを市民から意見を求める。パブリックコメントを求めるといふのであれば、これについての意見を求めているんですよということをちゃんと知っていただかなければ、それこそ回答数が10件に満たないようなとかじゃったら、本来の聞く意味はないのかなという気もするので、しっかりPRというか、周知というか、一つでもたくさんのパブリックコメントが集まる努力はしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

委員御指摘のとおり、パブリックコメントをしているという周知は、広報そうじゃとか市公式L

INE等で図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ホームページとかだったら、そもそもホームページを見ない世代とかもいると思うので、ここへ来てというか、担当課へ、環境課へ来てパブリックコメントはできるんですかね。そういうシステムがあるのであれば、市役所へ、担当課へ直接お越しいただいて、パブリックコメントを書いていただくこともできますよとか、閲覧することもできますよとか、そういったことは必要なのかなというふうに思いました。

これは先日の話ですけど、都市計画課のところに備中県民局が、名前忘れちゃったけど、何か計画出して、その締切の日に私は見に行った。パブリックコメントもしたんですけど、来て意見した人は1件、私だけだったようで、そういった周知ができてなかったら、意見を求めるって言ってもポージングだけになってしまうので、ポージングだけではなくて、実際に意見を求めてほしいというふうに思います。

そのことは以上で、16ページについて教えていただきたいんですが、全体を通じて3Rというのがよく出てくるんですね。3Rプラス、これ何と読むんかよう分からんですけど、多分リニューアブルと読むのかなと勝手に思っているんですが、こういったところもなかなか聞き慣れない言葉ですよ。3Rの中で、リユース、リサイクルというものはある程度聞くんでしょうけれど、この3Rは何でしたっけ。こういうのは分かりにくいですよ。だから、こういうところをもうちょっと分かりやすくしていただきたいな。

そして、多分ここには出てこない、私、リフューズという言葉もあると思うんです。普通、3Rで使う三つ目のRか、四つ目に使うRはリフューズが多いのかなと思うけど、これ、レジ袋の使用を控えというのがあるけれどリフューズという言葉はないんだな。この3Rプラス、もう一つのRがリニューアブルか何かになった理由って何かあるんですか。これも環境省の方針なんですかね。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

17ページのほうに3R、リデュース、リユース、リサイクルと、それからリニューアブルの説明は書かせていただいております。これらも、環境省とかが今使っているものをこの計画でも使わせていただいております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 なので、そのリフューズというのはもう使わない。環境省に倣うから、あえて総社市独自はもう入れ込まない。レジ袋の使用を控えというところがリフューズなのかなと勝手に思っているんですけど、要は断るですよ。使用を断る。レジ袋を断るとするのがリフューズだと思

うんですが、そういったことは難しいから使わない。環境省が出していないから使わない。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

基本的には、環境省の3 R プラス 1 を使ってはおりますが、実務を行う上では、3 R であったり、4 R という言葉を使うことは多々あります。

○加藤保博委員長 休憩しましょうか。

大丈夫ですか。

○高谷直樹環境課長（続） ここでは3 R プラス 1 ですが、4 R とかもありますし、実際、断るというようなことも実務においては使いますので、この中では3 R プラス 1 と書いてはおりますが、決して4 R を否定するものではございません。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。質問を重ねながら、私も細かくなり過ぎています。もう、読んでみると突っ込みどころが多くて、突っ込みどころがあるからこれは駄目よという意味じゃなくて、意味が分かりにくいとかそういったところが多過ぎて、全てを指摘することは控えるのですが、ちょっとだけ、これだけは、でも確認しておきたいんですけど、18ページに記載のある、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入のところ、施策のところ、ページでいうと真ん中よりちょっと下、黒の丸が続いている一番最後のところ、『再生可能エネルギー発電設備や蓄電池を導入し、エネルギーを「創り、貯め、賢く使う」スマートなエネルギーライフを実践します』という記述があるんですが、これは総社市内のどこかに発電所を造るということを含んでいるのですか。それとも、こういったものを造るつもりは全くないけど、それこそ引用して入れたんで、もう、ただ入れただけ。でも、これを読むと総社市内のどこかに造るのかなというふうにも読み取れるのです。

恐らく、再生可能エネルギーでお考えならば、太陽光発電を例えば各家庭の屋根につけるとかといったことが多分想定されているんだと思うんですが、この文章というか、午前中の審議にもありましたように、要はバイオマス発電所だったら別に総社市でも造ろうと思えば造れるのかなという気もしますし、造らないにしても、どこかそういうバイオマス発電所を有している市町村と連携して、総社市の材木をそちらへ運搬して、利益に変えていくということもできるのかなとも思うし、ここの再生可能エネルギー発電設備の「創り、貯め、賢く使う」といったところのあたりを教えてください。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の再度の御質問にお答えいたします。

ここでの項目は、市民、家庭となっております。どこかに大きなメガソーラーを造るとかといったものではございません。各家庭の屋根に載っかっているような太陽光発電から、最近、蓄電池と

いうものが広く周知、広報されていると思います。そういった意味のものを指しております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 恐らくそうなのかなとは思ったんですが、そうすると、再生可能エネルギー発電設備と書いてしまうと範囲が非常に広いと思うので、もう、ここはその再生可能エネルギーの中の太陽光発電のことですよと限定するなりしたほうがいいのかなどというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 どういった表現がいいのか、再度検討させていただければと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 いろんな方がこれ、ホームページにアップされたら見ると思うんです。だから、こういうところも考えておいたほうがいいのかなど。これを推進しているんだから、太陽光のメガソーラー、山肌、皆、木を切り倒して発電設備、ソーラーを設置するよということが起きかねないと思うので、県の条例とか、景観条例とかあったと思いますが、そういったところもちゃんと踏まえて、乱開発であったり、逆に自然環境破壊が進むようなことが決してないように、そういった誤解を生じないような表現にしていきたいな、またはそういう取組をしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 御指摘のほう、ありがとうございます。今後の参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません。本当、ごめんなさい。いろいろ、どこで留めるべきなんかを悩むぐらいなんですけど、どうしても気になる言葉がまだありまして、21ページのこれも一番最後のところ、『地域をあげての不法投棄及び野焼きの情報提供により監視体制を強化していきます』というのは、これはもう野焼きをしようたら地域の皆さん、ばんばん通報してねということなんですか。不法投棄は当然としても、野焼きももうみんなで、あ、野焼きしようる言うて通報してください。野焼きを一掃しましょうということでもいいんですか。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の御質問にお答えさせていただきます。

不法投棄のほうは、情報提供いただければと思います。また、野焼きについては、例外規定等もございます。ただ、例外規定を外れて不愉快になられるような方がおられましたら、そちらのほう優先されるようになりますので、その場合は通報していただければと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 とてもよく分かるんですけど、野焼きが先日の総務生活委員会でも注意報が出せるようにするとかあったんですが、野焼き、だから本来認められている、農業上やむを得ず行う野焼きであっても、不快だと言って通報される方はいらっしゃると思うんです。それこそ、すくもを炊きょうて、いつまですくもを炊きょんならみたいなの、洗濯物へ臭いがつこうがみたいなのも言われたりするんですが、そのときに通報があったから、じゃ、もうそれ消してくれという話になるんですかね。環境問題ですけど、いわゆる自然環境の問題なんでしょうけれど、住環境というふうにも言えると思うんですが、そもそも農地に、それは開発許可を得てとはいえ、宅地にして残っている農地で昔からしている農業を営んでいたら、まさに煙が来るから煙たがれるんですけど、そういうのって、この一方的な取組でいいんですかね。農業者、農業従事者への理解を深めてもらうというような取組は、こういったところでは盛り込んでいけないものなんじゃないでしょうか。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の再度の御質問にお答えいたします。

そのあたりについては、再度検討をさせていただければと思います。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 本当は、ものすごくチェックしとるところはもっともっとたくさんあって、なんですが、時間も幾らあっても多分足りないぐらいあるんで、最後にしますんで、これはお願いします。

こういうのを作成するにしても、結局、横の連携が絶対必要なんですよ、絶対的に。一つの課、一つの部だけで計画を進めて、周知してといったところで、全庁体制で取り組む必要があるんだと思うんです。これに限らずだと思います。いろんなことがそうなんだと思います。なので、より横串をしっかりと刺して、広めていただいて、かつ、市民への周知というものをしっかりとさせていただく。パブリックコメントを集めるためにだけではなくて、いろんな施策とかが可視化はされていて、何もかんも上から降ってくるのを待ちようのが本当はいいとは思いませんが、でもできるだけ大事なことは見える化をしていくということが大切だと思うので、横串を刺して全庁体制にさせていただくのと同時に、見える化をどんどん図って、市民への浸透をお願いしたいと思います。お願いになってしまいますが、よろしく願いいたします。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 委員の御指摘ありがとうございます。

横の連携はとても大切に考えております。そのように連携ができるよう、庁内には周知を図ってまいりたいと思いますし、それらの上で市民や事業所への啓発の推進を図ってまいりたいと考えます。ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもちまして質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の報告事項は全て終了いたしました。調査事項について1点、自由討議を開催するとしておりますので、当局の方はここで退席していただいて結構ですが、必要が生じた場合には再度御出席をお願いすることもありますので、そのときはよろしくお願いたします。長時間にわたり御苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時7分

再開 午後2時19分

○加藤保博委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

フリートークで。

(「フリートークでいいん」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員 私は、今日の林野のデータでも示されたように、私有林が88.何%かな、約90%ですね、ここが基本的には手がつけられないという感覚で皆さんもいらっしゃるかと思うんですけど、そうではなく、本当はこれを計画をちゃんと立てて、所有者に対して管理をしてくださいということを実は言わなきゃいけないのですよね。それがなかなかできんのじゃというのは、それは分かるんですけど、それがなかなかできんのじゃで終わらせてしもうたらいつまでたってもこういう状態なんで、いつかは着手せなきゃいけないように思うんです。いつかは。

なので、さっきの環境計画に出てくるんですけども、要は環境保全の意味で、今の林野をそのまま放置したままのまですーっとおいておくのはいいとはとても思えないので。だから……。

○深見昌宏委員 いいとは思えんけれど、そこを総社市全体の林野の中で細かく細かく細かく、ここは加藤さんが持つとられる、ここは深見さんが持つとられる、ここは溝手さんが持つとられる、それで相続が普通にできるところはええんじゃけど、できてねえところのほうが多いと思うんやな。そういうところをどう市のほうが管理できるんかなというのは、ここはもう疑問符がついてくる。

そういうのは、何年か前に俺が林野を相続した経緯があって、それは住所や地番載つとるけどどこなんかさえも分かってないところ。これが多分総社市内にたくさんおられると思う。たまたまこの間のはそこに鉄塔が立ってるとか何とかいう、そこを使わせてください言うてきたんよ、企業が。ほんなら、わしらどうぞ、どうぞ言うだけで、どこがどうなつとんかというて地図を持ってきたんじゃけど、これ、俺が見ても分からんけえ、どうぞ御自由に使うてくださいというて言うだけなんじゃけえど、そういうところを市が管理できる。今、言うように、何かあったときに困るといって、火災があったときにはというようなところを市が管理がきっちりできりゃええけど、そう

いう細かいところの、こっちの住宅地みたいな管理はなかなかできん。線引きもねえし、どこが境かも分からんようなところの管理って、どういうふうに、溝手委員がどういうふうに思われとんか、ちょっと分からんのじゃけど、どういうふうな管理というのが、何かあったときには、そりゃ確かに火災があったときにはそこに入っていかんやいけんけえど、もう承諾を得て入りようわけじゃねえけえ。火災の鎮圧のはな。そういうのが、市が管理を果たしてできるんかな。

○溝手宣良委員 市が管理というて、市に全部管理しろという意味ではないですよ。市は計画をつくるのが役割であって、その計画をつくることを促す。で、それに沿うものをそれは所有者と話はして、計画をつくっていかんやいけんわけですけど、それに従わない場合は勧告ができるように管理をやってくださいねという。

それが多分、住宅地の空き家と一緒になんじゃと思うんですよ。相続もされてない。空き家がずっと放置されて、あげーなんどうするんなら。行政手が出せりゃへんがな。で、放つといたらいけんよというので空き家問題でどんどんどんクローズアップされていって、特別措置法ができたりなんやらしていきよんじゃけど、だから森林法もそのうち特別措置法ができるかもしれませんけど、それを待ちようよりは動きを始めたほうがいいんじゃないですかと。それこそ、今、深見委員はたまたま鉄塔で業者が来たというけど、どこにあるんかもわけの分からんところじゃけえ、来てもうどうぞどうぞというてなるじゃないですか。恐らくそういうところでわけの分からん、変な中間処理施設みたいなプラントができて、そこの近くの人とトラブルになったりするんじゃけど、あっこは不法投棄でえれえしょうるよとか、たまにテレビの番組でもそういうところを特集しとるのがあると思うんだけど、全然分からんと言いながら、課税はされとるはずなんで。

○深見昌宏委員 課税はされとるで。地番で来とるんじゃから。

○溝手宣良委員 じゃから、何でこれがうちに来るんじゃろうというようなのが各おうちにはあると思うんです。所有者の相続権がどの程度ある人なんかは分かりませんけど。

○加藤保博委員長 何かの関連があるけえ、税金のあれは来るんじゃけえな。何でうちに来とんじゃろうかということはない。

○溝手宣良委員 ですよ。だから、うちには何か、どっかにこういう林野があるんじゃなということ、そういうおうちには分かるとるはずですよ。

○加藤保博委員長 分かるとるよ。

○溝手宣良委員 税務課は当然。

○加藤保博委員長 分かるとる。

○溝手宣良委員 そういうことですが。じゃから、全く追跡ができんわけではないでしょう。

○加藤保博委員長 でも、その、さっき深見委員言われようたけど、僕も美袋の槁というところなんじゃけど、13筆あるん、土地が。1箇所しか分からん。それも1箇所もおおまか。あとは、もうどこか分からん。

○溝手宣良委員 それは、山の中ですけえ、特にそうですよね。

○加藤保博委員長 そこは、林道らしきもんもない。そこへ行くまでは、誰かの山裾のところの、このぐらいの人が歩けるところ、多分、ここの山の人の土地、そこを歩いて歩いて歩いて歩いて、この木のここの溝のこの石から、あそこの間じゃとかというそのレベル。

○溝手宣良委員 昔はそういう大雑把な……。

○加藤保博委員長 だけえ、それすらも人も誰もおらんから、それを例えば持ち主に何か言うて、ほな、そういう勧告が来たけえ言うたって手の施しようがねえ。それをせえ言われても。

○溝手宣良委員 だから、何か考えんといけんことないですか。

○加藤保博委員長 でも、そりゃよう分かるけど、現実的なところからしたら、もう……。

○溝手宣良委員 でも、考えろということくらいは提言してもいいんじゃないですか。

○加藤保博委員長 それが出しても、勧告があつて、その後、罰則がどうのこうのじゃというて、ここまできたら受けたほうは罰則を。

○溝手宣良委員 だから、結局、分かるんです。そりゃ、非常によく分かる。非常によく分かるけど、で、放置しとつたら何の解決にもならん。

○加藤保博委員長 そりゃ、解決せんのはよう分かるけど、僕がこんなこと言うちゃいけんかも分からんけど、例えばの話よ。倉敷市はこういうことをやっています。高梁市はもう、こういうことをやっていますとかというどっかに例があれば、それは参考、それこそ視察に行つて進言するなり提言すりゃええけど。

○溝手宣良委員 じゃから、うちの委員会としてそういう方向を出しませんかという話なん。

○加藤保博委員長 個人の、今のところ。

○溝手宣良委員 今のところね。

だから、こういう調査をしたほうがいいんじゃないかと思つたし、一番はだから放置はよくないよねと。荒れる一方で。災害が起きるだけですよねってなるから、必ず災害が起きるとは言わんけど、管理できるんじやつたら、管理というんが行政がじゃなくて、ちゃんとした、人の手の行き届くような場所は、本来ちゃんとしたほうがいいから、さっきもあつたように、再生可能エネルギーの中のバイオマス発電所だったら別に、要は木を切つて、その木を燃やすんがバイオマス発電所ですから。別に木だけじゃないですけど。

○太田善介委員 そもそも、今回の問題提起しようとした、思つた経緯はどうなんですか。

そもそも何が、どういう問題があつたから、こういう考えに至りました、というのが僕は見えんのですけど。

○溝手宣良委員 もともとは山が荒れています。

○太田善介委員 どこで荒れてるとか、具体的に。

○溝手宣良委員 具体的にはどっこも。それは阿曾の身近でもあるし、だから、今日もちょっと確認したけど新本のほうでもそういう話は聞いたし、当然これは旧昭和町でもある話だし。どこでもある話なん。

- 太田善介委員 荒れているというのは、どういう状態のことを荒れているというん。
- 溝手宣良委員 人の手が入ってない状態。
- 太田善介委員 だから、その雑木林になっているという……。
- 溝手宣良委員 そうすると鳥獣害もどんどんどん、要は獣が里に下りてくる、山が荒れていたら荒れているほど。人の手が入っていれば入っているほど獣は下のほうに下りてこん。だから、鳥獣害を防ぐためにも山は管理したほうがいい。
- 太田善介委員 管理するって言われようるのは、倒木をまず片づけるとか、どういう状態を目指すん。
- 溝手宣良委員 だから、もう今日は、ちょっと違うけど……。
- 加藤保博委員長 その持ち主に管理してくださいと。
- 溝手宣良委員 まあまあまあ。
- そりゃ、持ち主に限らずじゃ。
- 加藤保博委員長 誰が管理する。誰がしに行くん。
- 溝手宣良委員 誰がしてもいい。
- 加藤保博委員長 誰がしてもええん。
- 溝手宣良委員 じゃから、業者がしてもいいし。
- 加藤保博委員長 業者に。そんなことはあり得ん。
- 溝手宣良委員 あり得んことはないでしょ。そりゃ、林業として、または先ほどから申し上げていますバイオマス発電じゃったら、別に木を切るだけで、その木を運び出せばもう発電の燃料になる。
- 加藤保博委員長 どっから運び出すん。
- 溝手宣良委員 だから各山からですよ。特定の山で言ようりませんで。
- 加藤保博委員長 各山言うたって、現に山まで行くのに……。
- 溝手宣良委員 だから、林道の整備が要るんですよって、一番最初に。
- 加藤保博委員長 林道がないのにどこを歩いていくん。
- 溝手宣良委員 だから、林道の整備をしましょうって一番最初に言ようて。
- 加藤保博委員長 林道がないのに整備できんが。
- 溝手宣良委員 じゃから、林道を整備してくださいという話です。林道を整備せんと、だから。
- 加藤保博委員長 林道を造れということ。
- 溝手宣良委員 そりゃそうですよ。
- 加藤保博委員長 誰が造るん。
- 溝手宣良委員 誰が造るんって、それを造るんは業者ですよ。
- 加藤保博委員長 業者に誰が払うん。
- 溝手宣良委員 そりゃ行政ですよ。

○太田善介委員 そこはまず、例えばその林道で、木を売って商売をするいうたらはした金だからバイオマス発電に入れるという話なら分かる。

そっから始まりで、例えばそういう産業を総社で……。

○溝手宣良委員 総社で始めてくれてもええんですよ、だから。

○太田善介委員 発達させまじょうというコンセプトがあって、その流れで、それをすることによって何が出来るかいうたら普通に電気もできるし、山の美化もできるよなっていう話だったら分かるんじゃないけど、いきなりそこで林道造って木を切れというのは、ちょっと僕らには理解できません。

○溝手宣良委員 いやいや、いきなり林道の整備をせんと山に入れんという思いがあるから、そういうて言ようるじゃろう。それを、そこまでせんでも行政がそれを促しゃいいが、促せば。

○太田善介委員 林業を立ち上げるのを。

○溝手宣良委員 林業じゃなくても、要は発電所でもいいから。

○太田善介委員 発電所をするのに。

○溝手宣良委員 いや、発電所じゃなくてもええよ。木質ペレットを作るだけにとどまってもええよ。

○太田善介委員 ペレットを作るのも、あくまでも2次的なものが出てきたものに対して、ペレットにしたりしようるわけであって、木を切って全部ペレットにするということじゃ……。

○溝手宣良委員 逆に、発想をちょっと変えてほしい。

林業をする。要は木材、植えとるものを伐採して、材木にしてという基本的な林業を思うとって、その中で、途中で枝打ちをしたらとか、間伐をしたらとかいうことを利用できれば一番いいよねという、その副産物だという考えを一旦置いて、仮に、そこまでせんでも、そこまで林業を立派にやらんでも、これだけ荒れた山が多くて、みんな、委員長がおっしゃるように、どこに山があるかも分からん。どうすりゃいいんかも分からん。そんなもん知らんがなという状態なんだから、そこを要は災害が起きないという名目でもいいし、どういう名目でもいいから、木を切ってきれいにしたほうが、それが健全に保たれて鳥獣害も防げるんじゃないから、そのためにも山はきれいに保って、人の手が入ったほうがいい。要は、それだけじゃったら木を切っても、捨てるだけじゃから、じゃ、一緒に併せてそこで木質ペレットを作るんか、バイオマス発電をするんかという設備も併せて造れば、そこが循環できるんじゃないんかという。無理に人工林の林業じゃなくても。

○太田善介委員 通達としては、各山を持っている人には、災害が起きたときにはあなたの責任で賠償してくださいねという通達が行っとるわけ。各人に。

○溝手宣良委員 でも全然やってない。

○太田善介委員 やってないけど、もしせんかったためにがけ崩れが起きて、お前のところの木でうちがめげたということになったら、賠償責任が発生することはみんな知ってるわけ。

秦地区とかうちの地区でいうたら結構な具合で言うるとるから。ちゃんと木を切るようにしてくだ

さいよという話は市からか県からか通達はいつとるはずなん。じゃけど、せん者は、やる人間がおらん。やるお金がない。まあ要因はいろいろあるけど。そこをどうするかという話で。

○大月真一委員 結局ね、総社市の第3次都市計画マスタープランの中でも、例えば地域別構想の中で、北部地区の、ここの中でうたわれとるように、例えば『森林や高梁川、槇谷川などの豊かな自然資源や田園景観を守り育て』とか書いてあるというふうなところで、じゃ、森林やこうをどうやって守り育てるんですかというふうな話の中で、じゃ、それをどうやってやるんですかという話になりますわな。いまいう山林の管理をきちっとやっていきましょう。行政が主体としてそういうふうな指導いうものを、方針を示して、こういうふうな形で、それを所有しておる地域の人らにもうちよつと働きかけをしましょうねとか、そういうふうなことが必要じゃと思うんじゃけど、そういうふうなマスタープランに書かれとることを、じゃ、どうやってやるんですか言うたら、その辺のところを身近なことではいけばこうしますというて、で、もう一つ『農林業の振興や身近な生活環境の向上を図りつつ』じゃけえ、今よりも良うしていきましょうというふうなことをマスタープランの中でうとうとんじゃから、それを具体的に、じゃ、どうしましょうかというふうなところの部分をどうしていくかというふうなところを示していかなといけんのじゃろうなという話なんじゃろうな。

基本的な話で、じゃけえ、具体的に行政がここの山を管理するというのはできん話なんで、それをもっと地主なり何なり、所有されとる方は積極的にそういうふうな見方を具現化して、実現していってくださいねということは何か言わんことには、一つも前に進まんでしょうということだと思うんです。ここで言われとるマスタープランの目標を、じゃ、どうやって達成していくんですかというて聞かれたら、誰もよう答えんと思うんよね、行政は。でも、そのままじゃ多分こうなんでしょうという話になると思うんですよね。

○溝手宣良委員 で、実際、がけ崩れがあった時って副委員長がおっしゃったけど、山が崩れて土地の所有者に補償いうて、どげんもなるわけねえがというて、どげんか行政助けてくれいう話にすぐなるんよ。

○深見昌宏委員 だから、今みたいに具体的に何かがあったら危ないぞ、もう山のすぐそばに民家があって、じゃここはどうするんとなるわな。日羽のほうにでも民家がすぐあって、ここは危険地域。じゃ、そういうところからどないか山を保全していくのにどうしたらええかというような、具体的なものが分かればいいけど、総社市全体の山をそういうふうにしていこうというのではない。

○溝手宣良委員 だから、それは今大月委員がフォローしてくださったけど、方針が示されとるわけじゃから、大きな方針はまず市が示してよと。

その中で、じゃ、どこから始めようかというところになると、これは個別具体的な話になってくる。

○深見昌宏委員 きれいごとをうたい文句で言うだけじゃおえんが。計画を立てて実施していくという、そういうところまでを示していかなと、きれいごとだけで林野を守っていきましょうやとい

うのは変ですよ。それはそれで事は済むじやろうけど、そこで収まらんが。

基本的には、市が、行政がここから先をやっ払いこうとしたときに、林野を守りましようって、それはいいことですねという、山を保全していきましようよということだけで、行政は、大前提、そういうところの話はしても、じゃ、計画をどういうふうに立てていくんか。まず、それを、計画立てたらこれを実行していくためにはどういう内容かという、その細かいところまで、計画じゃからそこを立てていかんと、きれいごとだけで事は済まんと思うんで、それが、今、これは基本的な、そこがあまり、溝手委員と考え方が違うけど、そういうところで大まかな、そういう話だけで済ませれるんかと言うたらそんなことはねえと思うし、じゃ、実際、行政が何か携わっ払いこうと思ったら、計画を立ててこう立地していくということまでをある程度、5年計画、10年計画云々の中で、きれいごとだけを言ようだけの話じゃ済まんと思うんですよ。

○溝手宣良委員 だから、きれいごとだけじゃ……。

○深見昌宏委員 だから山道を造るとか、そういうふうな道を造るとかというて言われようたけど、じゃ、どこからそういう話を実施していくんですかという。ここは民家がすぐそばにあるから、この山をちょっと一体的にみんなで保全しましようねという具体の例があれば分かりやすいけど、その辺、分かりにくいけえこういう言い方をしょんじゃけど、そういうところを実際、さっきも楨谷のほうの、山の裾に民家がいっぱいあらあな。ああいうところの保全についてどうしたらいいですかという、そういう計画を立てるんなら分からんでもないんじゃけど、総社市の山を全体的にそういうふうに保全という。それはいいことなんよ。悪いことじゃねえ。

○溝手宣良委員 ごめんなさい。話は全体です。どっか個別具体を言ようるわけじゃないから。全体を一遍にやれと言よんじゃないんですよ、総社市全体に言える話でしょうという話をしようるだけで。

○太田善介委員 例えば秦地区でいうたら、50万円おりとるという話は、山に古墳群がある。古墳を観光資源としてやろうとしようるから、市からお金をもらっ払い林をする。なかつたらなんもしてねえ。それこそ昔じゃつたらマツタケが生えて、マツタケ生えるようならみんなきれいにしよういうてできようたけど、そういう資源がなくなつとるから。やるきっかけがねえと。

○溝手宣良委員 そのきっかけづくりを行政がするしかないんじゃないの。

○太田善介委員 マツタケふりまいて生えるならみんな山に入ってまくかもしれんけど。

○大月真一委員 じゃけん、ここには書いてあるということ、ここに目標として、行政として目指しますというて書いとんじゃけど、目指しますというて書いてあるが、具体的にはどうするんかというて逆に、私は市民から聞かれるいうふうに思うんじゃけど、それで、それに対して行政はどう答えるかなという。

○加藤保博委員長 言うちやいけんかも分からんけど、単なる行政用語です。

○溝手宣良委員 要は、する気がねえけどきれいごとを書いとると。

○加藤保博委員長 する気がねえじゃねえ、できんから。する気がないというて言うてしもうたら

いけん。それはもう、一応、一番いいところの案じゃから、そんなところを突っ込んじゃいけん。

そういうふうな案としては一番の理想像的なことを書くのが総合計画とかああいうところであって、積極的に取り組んでまいります。それを言うとかんと、また言うんじゃろう。おい、取り組まんのんかというて。そりゃ、取り組んでまいろうと思っている。

だから、総社市考えてみねえ。地図見てみねえ。4分の3は山で。どこをどうして、どうして言うて、一個一個せんと何百年プロジェクトになる。

○溝手宣良委員 そりゃ、そうでしょう。

だから、何も今日に明日に結果を出せと言うとんじゃなしに、今日に明日に言うたら言い方がきつすぎるけど、そりゃ5年、10年でできる話でもねえですよ。

○加藤保博委員長 何百年。

こっちが済んだ頃には、こっちをしょうたらまたこっちは原野。

○溝手宣良委員 いやいや、そりゃそうですよ。

だから、そこできれいにというか、ちゃんとサイクルするように、だから木は別に材木にならなくても利用価値が実はあるわけじゃないですか。さんざん今、グリーン、グリーンじゃないわ。グリーンか。よう循環型、循環型というて言うたりするし、クリーンエネルギー、再生可能エネルギーに取り組むんでしょ。カーボンニュートラルするんでしょ。そういうふうになるじゃないですか。だから、新たな産業ができるじゃないですかと。

○太田善介委員 そこは、産業という限りはもうけが出なきゃ駄目。

○溝手宣良委員 だから、補助を打ったらできるんじゃないの。

その道筋をつくるべきじゃないのという。

○太田善介委員 もうけが出て経済が回るという、そこまでちゃんと見込みが立たんとなかなか市も金が出せんということになる。

○溝手宣良委員 で、荒らしとって、じゃ個人有地に被害が及んだときには、そりゃ個人のもんじゃけえ、あんたらでやりねえと。

○太田善介委員 逆に言うと、お金の話をされるんじゃったら、お金が発生するパターンで、私有地は使えんわけでしょう。人んちの木を切って、あ、金に換えますよという話にならんわけで。

○溝手宣良委員 だから、今はもう要らん人ばかりなんでしょう。管理ができんし、持っと思ってもしょうがねえから。

○太田善介委員 なんじゃけど……。

○溝手宣良委員 だから、寄付ということも求めればできるんよ。

○深見昌宏委員 みんなに聞いて見んと分らん。

○溝手宣良委員 一々聞いて見んと分らんか。ハードルが高いことぐらい分かっとるけど、それを、その前に止まって何もせんというのは駄目でしょうってことを言よんです。

○深見昌宏委員 じゃ、どうしたいって、具体的に。

○溝手宣良委員 さっきから言よるじゃねえですか。

○加藤保博委員長 それが熱く語りよんじゃけど浮かばんのよ、いまいち。

○溝手宣良委員 じゃ、もう災害があっても、災害があったところでその人に全部任せましょうで、行政はタッチしませんということを周知しましょうよ、ほんなら。

○加藤保博委員長 何をそこまで極端に言よん。

○溝手宣良委員 いやいや、そうせんとかわいそうでしょう。

○太田善介委員 実際そういうことです。

市は保全せんし、責任を持たんから、自分できちっと管理せえよっていう罰則規定が入っとる。

○溝手宣良委員 逆にそうすりゃええ。

○太田善介委員 いや、なっとんよ、今。

○溝手宣良委員 いや、なってねえって。

全然それこそ効力發揮してねえ。

○太田善介委員 災害が起きんけえ分からん。

○溝手宣良委員 結局、それこそ議員とかに頼みに来て、どげんもならんのんなら行政は何もせん のんじゃ、頼まあ頼まあ言うてという話になる。

○太田善介委員 言うのは言うとなよ。

各山持つとる人のところに通知がいつて、絶対自分のところで管理をしなきゃいけませんよという通知が来とる。僕、見せてもろうとるし。行政は責任持ちませんよとまでは言うてねえけど、それに近いことはうたってある。

○溝手宣良委員 でも、じゃごめんなさい、皆さんの雰囲気として、このまま放置でが一番いいんじゃないかっていう。

○太田善介委員 じゃけえ、言葉が。

○深見昌宏委員 放置が一番ええという言い方をしたら、そういう……

○溝手宣良委員 いや、どういう言い方をすりゃええんです。

○深見昌宏委員 このままにしとかあ。

○溝手宣良委員 それを放置というんじゃないんですか。

○太田善介委員 何かええ方法がねえんか、考えにやいけん。

○溝手宣良委員 じゃから、それを委員会で視察したり何なりして、考えていきませんかということをおは言っとなで。

○太田善介委員 それはどっちがええん。

○加藤保博委員長 じゃから、さっき言うたように、どっかが、広島県の何とか市がすげえそういうことをやっていきよんじゃというようなところがあつたらみんなで視察に行きやあええし。

○溝手宣良委員 それこそ、あれ何市じゃったかな。真庭市か。

○加藤保博委員長 真庭市は産業じゃけえ。これがもうメインじゃけえ。

○太田善介委員 そうじゃけど、木を切って植えるじゃないですか。木の苗。そしたら今度、鹿が来る。ぎょうさん来すぎて何百頭というのを今度は成敗せんといけん。

成敗したら、今度は皮を剥いで出すみたいな話も出て、やればやるほどいろんなものが出てくるでしょう。そういうことで困っているという話。植えたばあのちっちゃいのを鹿が食いに来る。

○溝手宣良委員 そりゃあそうじゃろうな。

○大月真一委員 それでも回りよんでしょう、むこうは。

○太田善介委員 年間200頭ぐらい。

○深見昌宏委員 林業という柱があるけえな。

○加藤保博委員長 そうそう。真庭市は特別じゃ。

○溝手宣良委員 じゃあ、総社市じゃ、取り組む必要がない。

今ある、例えばコナラとか、ああいうなかなか林業には適していない木とかを切った、その後別にスギを植えてもええわけでしょ。

○太田善介委員 逆に、植えることによって災害が起きるパターンもある。

○溝手宣良委員 いやいや、じゃからそれはもちろん見極めんといけんけれど、別に切ったら切りっぱじゃなしに、そこからさらにここは、じゃ、もう本当に建築用に使えるような木を植えましょうと。

○太田善介委員 僕は生物取っとったんで。

一応、あるんですよ。群生する、地区っていう、この木のところにはこれが来るというのはあるわけです。ルールみたいな、自然の。そこにいきなりスギを植えたら、育たんの。よう考えにや。

針葉樹林がぎょうさん生える真庭市やこうじゃったら針葉樹林を切って、ヒノキやら杉やら切って、材木にして出して、植えたらええがといったら話が分かるんじゃけど、広葉樹林がぎょうさん生えとるところにいきなり杉じゃとか植えたら…。

○溝手宣良委員 ごめんなさい。

例でそういっただけで、その例でそこまで突っ込まれると思わなかった。別にそれを、じゃシイタケしときゃええが。

○加藤保博委員長 シイタケか。

○溝手宣良委員 参考にするという形でいえば、何だって産業にはなるし、それを収益にしようと思うたらどの規模でどれだけ効率を図るかということであって……。

○太田善介委員 それはテーマとして研究すりゃええが。

○大月真一委員 私が思うには、行政に対する問題としては、今も私が言いましたように、マスタープランの中に書いてある、基本目標として書いてある、わざわざ行政が書いてあることに対して、それをやる手だてが実際ありませんというようなことを言うようなことって、これは問題じゃないですかということは確かに思います。たしかにこんな具体的な方策というのはないかもしれんですけども、ないかもしれんようなことを、じゃ、目標としてこの先10年かけてやっていきます

ということを書いとるわけなんじゃから、じゃ、これ具体的にはどうするんですかって聞かれたときに、何もできんってなるのは、それはおかしいんじゃないですか。

○加藤保博委員長 この先10年かけてやっていきますって、何か持っとんじゃろう。

○溝手宣良委員 じゃ、それを今度聞いてみましょう。

○加藤保博委員長 それを今度聞きゃいいが。

○大月真一委員 その目標を達成するがために、行政はどういうふうな、具体的な手段を今お持ちなんですか、考えを示してくださいということをやればいい。

○加藤保博委員長 一般質問で。

○溝手宣良委員 一般質問で。

○深見昌宏委員 いや、そりゃ中で聞きゃいいですけども……。

○深見昌宏委員 調査項目にして、もう一遍。

○溝手宣良委員 これは林野の管理についてという調査事項だから、それじゃできないというんであれば、新たな調査事項として、そこを。

○加藤保博委員長 そういうふうな順序でいけばつながっていくんよ。

そういう山の、個人の山の中、それを切って、薪にして、それは行政がすりゃ、誰がすりゃ、というところからばんと入っていくけん、受け入れられんようになる。もう、現実をずっと見ていて不可能じゃなど。

○溝手宣良委員 まあ不可能じゃないけど。

○加藤保博委員長 そりゃ、みんなそれぞれあるけど、僕はうちの山のことが浮かぶんよ。絶対無理じゃけえ。そこへ、山へ行くまでの道だって無理なのになら。

○溝手宣良委員 じゃから、そうそう、それがあから一番最初、調査事項に林道を……。

○加藤保博委員長 じゃけえ、それを行政がやるんじやいうて。そこで……。

○溝手宣良委員 いや、全部行政が造らんでも、するんじやったら補助を出しますよとか。

○加藤保博委員長 誰もする人、人間がおらんが。

○溝手宣良委員 いや、だから、今いきなり……。

○加藤保博委員長 じゃけえ、人間がおらんが。

○溝手宣良委員 いやいや、今いきなり委員長のほうの橋のことでイメージされたけど、そうじゃなくて、やろうと思うけど実際には林道がねえけえ入っていけれんのんじやということもあるので、だからそういうところも、私は一番最初はそのイメージで……。

○加藤保博委員長 それも聞いとる。分かる。分かるんじやけど、やろうと思うことは。

林道を市が造ったとします。わしはやろうと思よんじや、ここで原木かシイタケか何か知らなあ。いろんなものを切ります。その収益は、その人は収益のために市がその道を造っている。

○溝手宣良委員 そうじゃないですか。いや、じゃからこっちから補助を出して、分担金という形になるんか、受益者負担という形をするんか知らんですけど。

- 加藤保博委員長 ヒノキとか杉と大木がありゃええけど、しれとるよ。
- 溝手宣良委員 そりゃどの程度の道が必要なのかも人それぞれでしょう。その山によって変わると思うし、それは農道でもそうじゃないですか。
- 加藤保博委員長 それは、この辺の平らなところの山の話で進めてくれにゃいけん。
山はこんなけん、奥へ行ったら皆。
- 溝手宣良委員 いずれにしても、私の問いかけ、呼びかけというのも悪いんかもしれんけど、「無理」言うてばっさり切られたら、それはちょっと。
- 加藤保博委員長 じゃから、その各論の辺をばあつと言い出したらもうあれになるけえ、さっき大月委員も言われようたけど、一番の根本のところから入っていかんと、そりゃ皆さんの、ほかの議員もおるし、みんな理解は求められんと思うから、順序立てて、理路整然と、ある意味詰めていく、問いただしていくという方向にしたほうがええと思うけど。
- 大月真一委員 基本目標を立てたって、手段をどう考えるんですかっていうところから……。
- 加藤保博委員長 そうそう。
- 溝手宣良委員 実際、この前総合計画が出て、都市計画マスタープランがこの次の議題でおそらく出てっていうところで、可決されていくんだろうし。実際にはそのことをたとえば今日聞くっていうわけにはいかんかなと思うんですけど、もう可決しとるもんじゃからな、基本計画の中で。
- 加藤保博委員長 これ、自由討議は取りまとめというのが要るんかな。
- 日笠哲宏議会事務局次長 当局呼んで、もう一回質疑するときは……。
- 加藤保博委員長 要るけど。
- 日笠哲宏議会事務局次長 要りますけど。
- 加藤保博委員長 今、もう今日はえかろう。
- 日笠哲宏議会事務局次長 いいなら、もう、そうですね。本日はこの程度で。
- 加藤保博委員長 今度、またさっきのそうじゃ地食ベ公社のことやこうで2月の終わりに出ます。また、こっちに提示される範囲があろう。何かもというわけにいかんと思うけど、そのときにまたうちが所管事務やりますので。
- （「そのときに」と呼ぶ者あり）
- 加藤保博委員長 そのときに言おう思やあ言うてもええけど、別の……。
- 日笠哲宏議会事務局次長 別な問題、それは別のものになるんですかね。
- 加藤保博委員長 別物になるんか。
- 溝手宣良委員 だから、この林野の管理についてを、もうこれは今日の話で、私もいろいろ現場の話、委員長の話を聞かせていただいて、ある程度納得したので、これを継続しなくてもいいかなとは思っています。ただ、大月委員がおっしゃったように、総社市総合計画であったり、都市計画マスタープランであったりにも示されている、総社市の大きな目標として掲げてあるんだから、これを今後どうするつもりかというのは……。

○日笠哲宏議会事務局次長 都市計画マスタープランは議案で出てくるんで、その中でそのことについて突っ込んだらいいんじゃないですか。

○加藤保博委員長 もう、議案で出たらできんけど、質疑。

○溝手宣良委員 質疑はできるけど、でも……。

○加藤保博委員長 おえんか。うちの委員会か。

○日笠哲宏議会事務局次長 議案審査のときに。

○加藤保博委員長 議案審査のときに言えばいい。

○溝手宣良委員 ちょっと、それは難しいんじゃないかと思うのは、そこで具体的な案が出てこんかったら……。

○加藤保博委員長 出てこん。

○溝手宣良委員 そしたらそれを認めるわけにいかんんじゃないん。

○深見昌宏委員 そりゃ、反対すりゃええ。

○溝手宣良委員 反対すりゃええが言うて、そうなったら反対しますけど、ほんなら皆さん反対しようやというて……。

○深見昌宏委員 そこまで考える必要はねえと俺は思うとるから、そこはちょっと意見が違うところじゃけど。本当にそこは個々の意見の違いが出てくるじゃろうけど、それはそのときにどういふ返答が出てくるか分からんな。

○溝手宣良委員 そりゃ、もちろんそう。

○太田善介委員 都市計画マスタープランを採択した後に質問したらいいん。

○溝手宣良委員 採択した後に質問。

○太田善介委員 こういふように採択したけど、どういふつもりでおるんかっていう話をしたら。

○溝手宣良委員 それじゃったら、担当課へ行って個別に聞けば。

○太田善介委員 それが一番早い。

○溝手宣良委員 そうなったらね。でも、採択するときには、納得できるだけの答弁が出てこんと私は採択するべきじゃないと思う。そりゃ、賛成するにしても、反対するにしても。

○深見昌宏委員 そりゃ、まあそういう思いなら。

○溝手宣良委員 けど、じゃから今の話で、林野の管理について継続しなくても今はこれでいいというふうにしますけど、やっぱり私は取り組むべきことだとは思っているんで。だからしょっちゅうこの話は私は出してくることになるかもしれません。

で、視察とかでもそういったところを何か探して、ああ、こういう取組をしてるんだっていうところに行けたらもちろんいいし、そういう意味では継続なんかという気もするんですけど、私が申し上げてるのは、何か、私有地のことにまで言及したり、現実がそうなんですけど、要は今のままじゃなくて、何かこれを利活用していくいい方法を探して取り組むべきじゃないんですかというのが言いたいわけだから。

○加藤保博委員長 市としても、もしそういうふうにして実施して、大金を投入して、林道を整備していったその目的のところでは何かのハードの面の収益がないとせんよ。

○溝手宣良委員 収益ね。分かりますよ。

○加藤保博委員長 そりゃ、それがないとみんなが認めんが。

その極論、新本地区の山を全部するんじゃという話じゃないわけじゃけえ。太郎さんところと次郎さんところが、うちは切ってもええよ言うていきようるんじゃったら、そのために林道するんじゃ言うたら認めんで。

○溝手宣良委員 じゃから、当然森林経営計画というものを作成して。

○加藤保博委員長 じゃけえ、みんな、その森林全部がせんと。

○溝手宣良委員 そうそうそうそう。

だから当然そうになったら、その所有者全員が声かけてこうやりましようという話になるんじゃないですか。

○加藤保博委員長 出ん。出ん。巨大森林組合みたいな組織をつくらにゃいけん。

○溝手宣良委員 でも、やっていかんことには多分もう。

○加藤保博委員長 また、はげ山になったら崩れる。

○溝手宣良委員 はげ山にはしちゃいけんでしょう、それは。

○太田善介委員 木を全部切ったら。

○加藤保博委員長 大変なことになる。

ほんなら、まあ今日のところはこれで自由討議の終了ということにいたしましょう。

長時間御苦労さまでした。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時58分